

保存資料
婦人労働調査資料 第24号

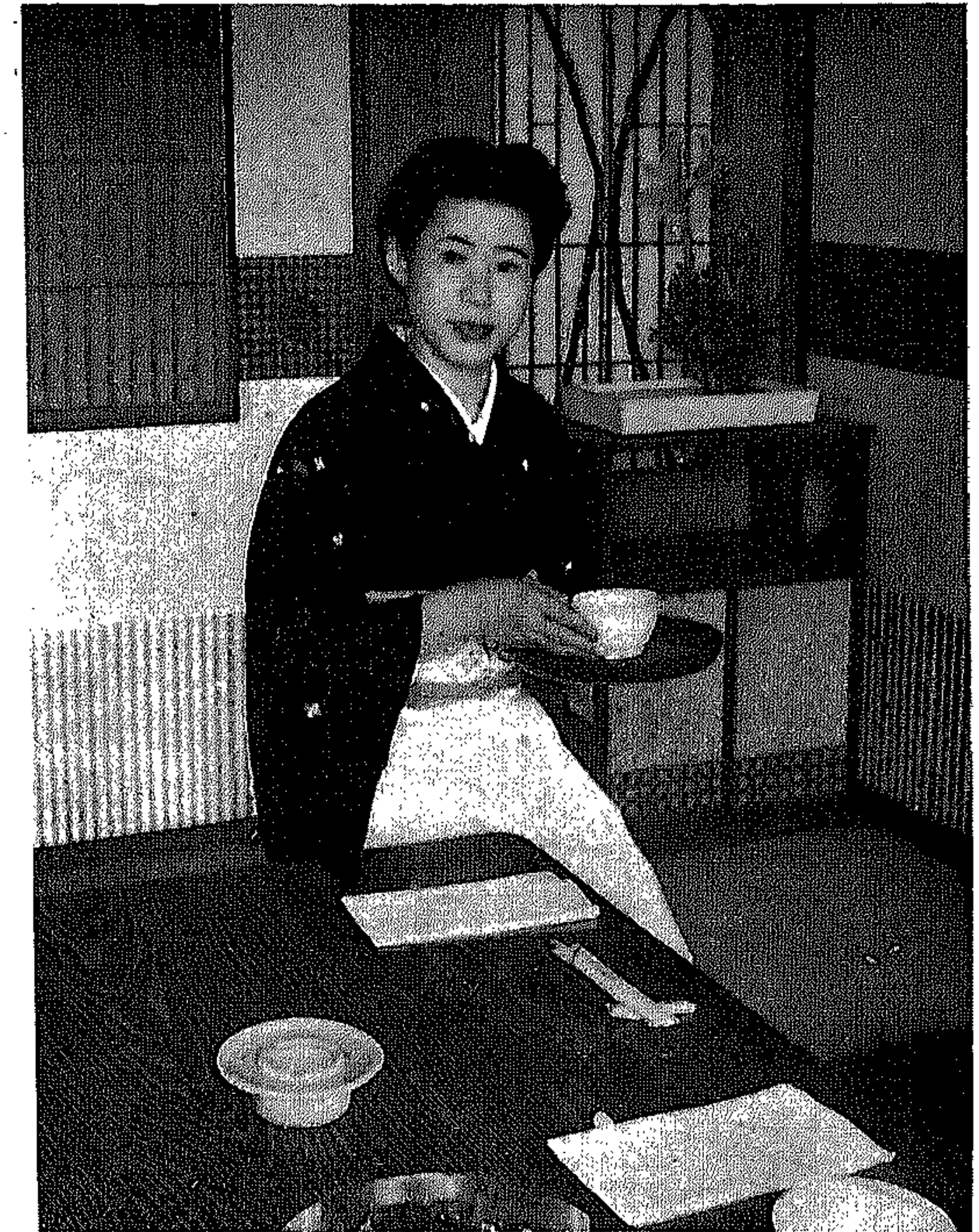
未亡人等の雇用に関する調査

—飲食店旅館等の部—

労働省婦人少年局

未亡人等の雇用に関する調査

—飲食店旅館等の部—



座 敷 女 中 (飲 食 店)



客 室 係 (ホテル)



洗 濯 係



掃 除 係

は し が き

戦後の我国における未亡人等は、その数も著しく増加し、はげしくうつりかわる社会情勢の中にあつて、女手に子供を抱え、一家の生計を支えるために自活の道をもとめるものが多くなっています。しかも、その困難な母子の生活は、しばしば深刻な社会問題として世論にのぼり、これら未亡人等の経済的自立をはかるための総合的な福祉対策が、つよく要望されるに至りました。

婦人少年局では、このような情勢の重要性にかんがみ、未亡人等の職業対策の問題をとりあげ、かねてから婦人少年問題審議会において労使、学識経験者の方々に審議していただいておりますが、これと併行して、施策の手がかりとなる基礎資料を得るために、未亡人等の雇用に関する調査を実施しました。

この調査は、飲食店旅館等に働く未亡人等の雇用の実情について、雇用の形態、労働条件、身上関係その他未亡人自身の声など各面から総合的に明らかにしようとしたものですが、さきに実施しました製造業及び非製造業に雇用されている未亡人等の調査結果とあわせて、この調査が働く未亡人等の福祉をすすめる上に、少しでもお役に立てば幸いです。

おわりに、この調査の実施に際して、実地調査にあられた調査員の方々並びに御協力をいただいた労使の方々に対し深く感謝いたします。

1956年5月

労働省婦人少年局

目次

は し が き

序 論

1. 調査の目的	1
2. 調査の時期及び方法	1
3. 調査対象	1
4. 調査結果の概要	2

各 論

第一部 未亡人等雇用の概要

第一章 雇用の形態

1. 調査対象	7
2. 常用臨時別	8
3. 職務別	8

第二章 労働条件

1. 賃金	12
2. 労働時間	16
3. 休日、休暇	17

第二部 未亡人等雇用の特性

第一章 雇用労働者としての未亡人等の特性

1. 年令	19
2. 学歴	19
3. 勤続年数	20
4. 扶養家族	20
5. 特殊技能	21
6. 未亡人等の種類	21

第二章 未亡人等雇用の経路

1. 一般女子採用条件	23
2. 現職につくまでの経路	24
3. 現在の仕事をいつまで続けたいか	26

第三部 未亡人等の身上

第一章 家族構成

1. 主たる家計の支持者別	28
2. 家族構成	28
3. 子供について	29

第二章 住 居

1. 寄宿通勤別	30
2. 住居の種類	30

第三章 家 計

1. 収 入	31
2. 支 出	31

第四章 そ の 他

1. 社会保険	32
2. 労働組合	32

第四部 未亡人等の雇用に関する要望

1. 未亡人等の要望	33
(1) 賃金について	33
(2) 雇用について	33
(3) 職場について	33
(4) 子供について	34
(5) 社会一般について	34
2. 使用者の意見	35
(1) 未亡人等を雇用する利点	35
(2) 未亡人等を雇用する不利な点	35
(3) 未亡人等雇用上の配慮	35

附 録

1. 調査票	37
(1) 様式A事業所調査票	37
(2) 様式B未亡人等の個人別賃金調査票	39
(3) 様式C未亡人等の個人別身上調査票	41

統計表目次

第一部

第 1 表	調査対象事業所業種別、男女別労働者数及び未亡人等数	7
第 2 表	調査対象事業所、業種別未亡人等雇用の割合	8
第 3 表	調査対象一事業所当り未亡人等雇用数	8
第 4 表(1)	職務別未亡人等数	9
第 4 表(2)	管理事務内訳	9
第 5 表	職務内容一覧	10
第 6 表(1)	業種別、実物給与有無別事業所数	12
第 6 表(2)	業種別、実物給与種類別事業所数	12
第 7 表	業種別、固定給有無別事業所数	13
第 8 表(1)	業種別、食事無償給与有無別未亡人等数	13
第 8 表(2)	規模別、食事無償給与別平均現金給与月額(未亡人等数)	14
第 8 表(3)	業種別、食事無償給与有無別平均現金給与月額(未亡人等数)	14
第 9 表	規模別、産業別、男女別、平均給与月額	15
第 10 表	業種別、扶養家族手当有無別事業所数	15
第 11 表	所定労働時間別分布及び平均所定労働時間別事業所数	16
第 12 表	業種別 1 人 1 日当り実働時間	16
第 13 表	業種別、交替制有無別事業所数	16
第 14 表	交替制有無別、始業及び終業時刻別事業所数(最も早いもの、最も遅いもの)	17
第 15 表	食事無償給与別 1 月当り平均実働日数	18
第 16 表(1)	休憩の有無別事業所数(%)	18
第 16 表(2)	休憩の種類及び時間別事業所数(%)	18
第 17 表	所定休日数別事業所数	18

第二部

第 18 表	業種別未亡人等平均年令	19
第 19 表	学歴別未亡人等数	20
第 20 表	勤続年数別未亡人等数	20
第 21 表	扶養家族別未亡人等数	20
第 22 表	特殊技能の種類別未亡人等数	21
第 23 表(1)	未亡人等の種類別未亡人等数	22

第 23 表(2)	未亡人等になった当時の年令階級別未亡人等数	22
第 24 表	結婚前、結婚後の仕事の有無別未亡人等数	23
第 25 表	結婚前の仕事の種類別未亡人等数	23
第 26 表	結婚前の仕事の従業上の地位別未亡人等数	23
第 27 表	一般女子の採用条件別事業所数	23
第 28 表	業種別、一般女子の採用時期別事業所数	24
第 29 表	業種別一般女子の募集方法別事業所数	24
第 30 表(1)	未亡人等になった当時の本人の年令階級別現在まで及び定職を持つまでの平均経過年数	25
第 30 表(2)	現職につくまでの経過年数別転職回数及び平均転職回数	25
第 31 表(1)	「仕事をいつまで続けたいか」業種別回答数	26
第 31 表(2)	「仕事をいつまで続けたいか」回答数(飲食店旅館等及び製造業について)	26

第三部

第 32 表	主たる家計の支持者別未亡人等数	28
第 33 表	主たる家計の支持者別平均家族数及び平均有職家族数	28
第 34 表	家族の種類別未亡人等数(主たる家計の支持者について)	29
第 35 表	子供の年令別未亡人等数	29
第 36 表(1)	子供の面倒をみる人の有無別未亡人等数	29
第 36 表(2)	子供の面倒をみる人が無い場合の未亡人等数	29
第 37 表	調査対象事業所業種別女子労働者数、寄宿、通勤別女子労働者数	30
第 38 表(1)	住居の種類別未亡人等数	30
第 38 表(2)	住居の室数別未亡人等数	30
第 39 表	家計支持者の平均総収入額及び平均総支出額	31
第 40 表	生活保護及びその他の公的扶助有無別未亡人等数	31
第 41 表(1)	業種別平均衣料代	32
第 41 表(2)	業種別平均借金額	32
第 42 表	社会保険加入別未亡人等数	32
第 43 表	労働組合有無及び加入不加入別未亡人等数	32

統計圖目次

等 1 図	調査対象飲食店旅館ホテルのなかの未亡人等雇用の割合	7
第 2 図	業種別、食事無償給与有無別平均現金給与額(未亡人等数)	14

第 3 図	賃金階級別未亡人等分布	15
第 4 図	年令階級別未亡人等分布	19
第 5 図	学歴別未亡人等の割合	20
第 6 図	特殊技能の種類別未亡人等の割合	21
第 7 図	未亡人等になった時期別未亡人等数(%) (死別離別について)	22
第 8 図	「仕事をいつまで続けたいか」回答数(%) (飲食店旅館等及び製造業について)	26

序 論

I 調査の目的

前回婦人少年局が行った未亡人等の雇用に関する調査（製造業及び非製造業の部）において把握できない業種の一部で、しかも未亡人等の職業対策の見地から注目されている分野の一つとして飲食店旅館等に働く未亡人等を対象として、今回、この調査を実施した。

サービスの職場である飲食店旅館等のなかに、未亡人等がどのようなかたちで働いているかについては、各方面の深い関心を集めているにもかかわらず、現在、これに関する総合的な調査は殆んどみられない状況である。

このような状況からこの調査においては、飲食店旅館等に働く未亡人等の雇用の実態を明らかにし、未亡人等の職業対策のための基礎資料を得ることを目的として調査を行ったものである。

(注) 未亡人等の定義、未亡人等とは、事実上夫と死別したもの、夫の未婚遺のもの、夫が疾病その他で労働不能のものを指し、扶養家族の有無、年齢を問わない、昭和30年6月現在、再婚しているものはふくまない。

II 調査時期と調査方法

この調査は、昭和30年6月、全国一斉に実施した。方法は各都道府県婦人少年室が主体となり、調査対象事業所を調査員が訪問して実地調査し、さらにそこに雇用されている未亡人等について面接調査を行った。

III 調査対象

調査の対象は、食品衛生法施行令第5条による飲食店営業、喫茶店営業のうち、特殊飲食店、一般食堂、すしや、めん類飲食店、喫茶店、その他の飲食店、旅館ホテルの7業種とした。これら事業所で、男女労働者10人以上を使用していることと、必ず1人以上の未亡人等を雇用していることを条件として（必要数得られない場合に限り10人未満の事業所を加える）、層別任意抽出法によつて、全国554事業所を調査対象事業所として選択した。

当時、この554事業所に雇用されていた未亡人等数は2,103人である。

(注) 食品衛生法施行令第5条抜萃

1. 飲食店営業（外食券食堂、一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいう。
2. 喫茶店営業の喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。

IV 調査結果の概要

飲食店、旅館、ホテルなどに働いている未亡人等がどのようなかたちで雇われているか、またその労働条件、職務内容、雇われるまでの経路等はどのようなものであるかについて調査結果のあらましをのべる。

I 未亡人等の雇用

雇用の形態

調査対象となつた 554 事業所に雇用されている労働者の男子対女子の比率は 4 対 6 で我が国紡織業における女子の割合 66% と近似している。(総理府統計局労働力調査、1954 年平均) このうち未亡人等は女子労働者総数の 2 割に相当する 2,103 人であつた。

雇用のかたちはその殆んどが常用労働者で臨時または日雇労働者はごくわずかである。

仕事の種類は過半数のものが接待に従事しているほか炊事に 2 割強、事務に 1 割、あと残りわずかが雑役にたずさわっている。

さらに、各種仕事の内訳及び内容をみると、一口に接待といつても女中、上女中、女給、仲居、喫茶係、浴場女中等の呼称があり、仕事の内容も料理運搬、酒肴接待、客室掃除、泊り客の世話、出前もち、食器の後片付け、おしぼり作り等、呼称に応じてそれぞれ担当がきめられている。

事務の大半は経理事務であるが、ほかに女中頭、ホテルのルーム係長、店内監督、炊事婦主任等の管理事務をあずかつているものもわずかながらみられた。

雑役の内容は、清掃、被服ふとん修理、洗濯、風呂焚き、使い走り、下足番、子守などである。

旅館の炊事婦をしている 41 才の未亡人の談に「家庭での仕事と殆んど変らないので、自分のような年令でも心配なく働くことができる」とあるが、飲食店旅館等における仕事は、永年家政担当者としての生活になれている未亡人等にとって、その特性を活かすことのできる職業分野の一つとも考えられよう。

労働条件

賃金 賃金についてはその給与形態に著しい特色がみられる。

その第一は、賃金の一部を実物で支給する制度で、約 9 割の事業所が実施している。なかでも、めん類飲食店、一般食堂、旅館ホテルに多くみられ、比較的少いのは特殊飲食店である。

なお、実物給与のうち一番多いのは食事、ついで制服、宿舎、はきもの、その他の順となつている。

第二の特色はチップ又は歩合制が用いられていることで、過半数の事業所に及んでいる。

喫茶店とめん類飲食店の大半は固定給制のみであるのに対して旅館ホテル、特殊飲食店は固定給とチップや歩合制を併用するもの、又はチップや歩合制のみの場合が多い。

未亡人等の給与額についてみると、5 月分 1 人当り平均現金給与額は食事付でない場合は 7,514 円、食事付で 6,471 円となつており、食事代としての控除額は平均 1,889 円となつている。

もとよりこの平均給与額は事業所の規模の大小、事業所の種類によつてその差は大きく、業種別にみるとチップ依存率の高い旅館ホテル、特殊飲食店は全般に給与額が高く 2 万円以上のものもあり、固定給制の多いすしや、その他の飲食店、めん類飲食店は低く、5 千円未満のものも可成りいる。

なお、食事付でない飲食店旅館の未亡人等の平均給与額 7,514 円は製造業に働く未亡人等の平均給与月額 9,042 円(婦人少年局調 1954 年 5 月分)に比べるとかなり下廻り、又全産業の女子平均給与月額 9,225 円(労働省毎月勤労統計 1954 年平均)に比べても低い。

このように飲食店旅館等に働く未亡人等の賃金水準が他より低いことは、飲食店旅館等の全般的賃金水準の低さにつながるものと考えられるが、一方給与形態の特性としての実物給与やチップに依存する場合の多いことにもよるものとみられよう。しかもこのチップ制が未亡人等の収入を不安定なものにしていることが注目される。

労働時間 1 日の平均労働時間は 9 時間 03 分、内訳をみると、8 時間未満のものが約 2 割、11 時間以上が 3 割強となつている。

業種別では旅館ホテルの平均労働時間が一番長く、9 時間 39 分、すしや、その他の飲食店がこれにつき、特殊飲食店は 7 時間 09 分で一番短い。

なお、約半数の事業所が交替制を用いている。

始業時刻は午前 10 時が最も多く、終業時刻は交替制のない事業所では午後 11 時と 12 時が大半を占めており、交替制のある事業所では早い組は午後 9 時、遅い組は午後 11 時が最も多い。このように労働時間の長いこと、終業時刻のおそいことは飲食店旅館等の特殊性によるものとはいえ、この点について苦情を訴えている未亡人等もみられた。

平均実働日数は食事付の場合で 27.5 日、食事付でない場合 26.7 日となつているが、或る旅館に働く未亡人は「水商売とはこういうものだと思つて全然休みなしで働いている」と答えている。

休日、休憩 休日のきまつている事業所は約 9 割でその大部分が規定をもつているが、休日がきまつていない事業所で規定上「休日なし」という所もわずかながらみられた。

所定休日は 1 カ月に 2 日という例が多い。

休憩時間のきまつている事業所は 3 割弱、とくにきめられていない事業所は 6 割弱である。

II 未亡人等の雇用の特性

雇用労働者としての特性

未亡人等の平均年令は 38.1 才で、30 才—50 才の層が多く、比較的年令の高い婦人が多く働いていることがわかる。業種では、めん類飲食店、旅館ホテルが平均年令より高く、特殊飲食店は下廻っているがそれでも 33.8 才となつている。

教育程度を学歴についてみると、過半数は初等教育終了者で、中等教育終了者が 4 割弱、高等教育終了者は 10% 未満であつた。これを製造業に働く未亡人等及び全産業の女子雇用者の学歴に比べると教育程度は全般的にやや高いことが示されている。

勤続年数は、平均3年7カ月で、3年未満が大半を占めており、製造業に働く未亡人等の平均6.2年に比べると可成り低いが、全産業の女子平均勤続年数の3.6年とはほぼ一致している。

扶養家族は平均1.1人で被扶養者は殆んどが子供である。製造業における未亡人等の扶養家族数も大体同様であるが、全産業女子の扶養家族の平均0.3人に比べるとはるかに多い。なお、扶養家族手当を支給する事業所は2割弱にすぎず、女手に家族を扶養している未亡人等の生活の比重の重さがここにもうかがわれる。

特殊技能についてみると、技術的、事務的、製造修理、サービスの、その他の特殊技能を有つものは約3割で、製造業における特殊技能を有つ未亡人等の4分に比べるとはるかに上廻っているが、これは前記の教育程度が比較的高いことと関連して考えられる点であろう。

なお、特殊技能をもっている者で「今の仕事に役立っている」と答えた者は約2割しかいなかった。

未亡人等の種類をみると、死別6割弱、離別3割強、夫が病気のもの4分で死別の時期は満洲事変当初から太平洋戦争直後までが半数以上を占めている。

また、未亡人等になった当時の年齢は25才—35才が最も多く、35才—40才がづきに多く、いわゆる中年になつて働かなければならなくなつたことがわかる。

この未亡人等になつてから現在までの経過年数は、平均8年2カ月となつていて現職につくまでにその大半が平均1回—2回転職している。一般食堂の炊事に働く55才の未亡人は「夫の死後、パタヤ、子守、日傭の炊事手伝などさまざまな仕事を転々としたので、あまり多くてかぞえきれない」と述べているが、子供を抱えて生活と苦闘し、遍歴した姿が眼に浮ぶようである。

なお、約半数の未亡人等は結婚前に仕事をもつていたことがあり、結婚後仕事をもつていたものは2割強である。結婚前の仕事の種類は、事務員が最も多く、その他店員、工員等の雇用労働者、農業商業の家族従業者、また日傭、内職などさまざまな職業分野にわたっており、なかには教員、看護婦、電話交換手などの専門的職業についていたものもみられた。

雇 用 の 経 路

以上のように種々の特性をもっている未亡人等がどのような経路をへて現在の職についたかをみると、事業所は一般女子を対象として求人し、未亡人等は一般女子の一人として採用されているわけであるが、採用条件のある事業所は約8割で、年齢についての条件が最も多く、あとは経験、学歴、その他の順となつている。学歴は小学校、新制中学校卒業などむしろ低いところに条件をつけているところが多い。

また、女子に特殊な条件として、容貌、明朗性、清潔性、応接態度などをあげているものや、住込可能、幼児のないもの、扶養家族のないものなどの生活条件をあげているものがあり、未亡人等の特性にてらして隘路となる条件もみうけられる。

このほか、三味線、舞踊、ダンス等の素養のあるものを求める事業所もある。

採用の時期は大部分が随時採用で、学卒期はわずかである。

募集方法は縁故が最も多く、なかでも旅館ホテルとめん類飲食店はその割合が高く、また門前広告と新聞広告によるものが相当多いことがみられた。公共職業安定所及び学校経由は比較的少い。また「現職についた方法」に対する回答も過半数が「縁故による」となっており、そのうち「夫のものと雇主の世話」というケースもみられた。なお、広告によつたものが2割弱、公共職業安定所を経たものはわずかであつた。

つぎに、「現在の仕事をいつまで続けたいか」の問に対して「ずっと続けたい」と答えたものは4割弱、「子供が働けるようになるまで」が2割、「他の仕事に代りたい」が2割弱（この答は特殊飲食店に最も多くみられた）、「結婚してやめたい」と答えたものが1割みられた。

「ずっと続けたい」との答えのうち約半数近くの割合を占めているのは喫茶店とめん類、すしやで、つぎが旅館ホテルとなつている。

■ 未亡人等の身上

家 族 構 成

未亡人等の身上についてそのあらましをみると、未亡人等が主たる家計の支持者となつている場合が8割強で、親兄弟その他に頼つて生活している未亡人等の割合は少い。

その平均家族数は1.7人で、子供と生計をとともにしているものが6割強、子供とのみ、いわゆる母子家庭は約5割である。

子供の年齢をみると、小中学の義務教育年齢層が5割、足手まといになる学令以前の幼児は比較的に少い。これらの子供は大部分が実母、近所のもの、親せきの世話を受けていて託児所にあずけられているものはきわめて僅かである。

なお、5割以上の未亡人等は「家事処理を負担している」と答えている。

住 居 6割が通勤、4割が住込となつており、住居の種類は、住込（寄宿舍）、間借り、自宅、借家、寄宿、公社宅寮、母子寮の順で母子寮はきわめて少い。また住居の室数は1室—2室のものが多い。

家 計 家計における収入は個人差が甚しいが、1カ月平均収入総額は10,975円そのうち約8割近くが本人の手取給与で、他は本人のその他の勤労収入、本人以外（主として子供）の勤労収入、及び借金となつており、家計の負担は殆んど未亡人等の肩にかかつている。生活保護をうけている割合は2割足らずである。

支出についてみると1カ月平均支出総額は10,255円で、勤務先に支払う食費額は平均1,649円、同じく部屋代は平均940円となつている。特に注目されるのは衣料代の平均2,647円で収入に対してその割合が大きいことである。業種のうち旅館ホテルと特殊飲食店が衣料代の割合は最も高く、喫茶店、めん類飲食店、一般食堂は平均より低くなつている。

また、雇入れの際の前借の有無をみると、前借しているものはごく僅かであつた。

そ の 他

社会保険の加入状況を見ると、その半数以上が何れの保険にも入っていない。健康保険加入者が4割強、失業保険加入者が4割であるが、未加入のものは加入を強く要望している。

事業所における労働組合の有無については1割余りが「組合あり」と答えており、一般食堂、喫茶店、その他の飲食店、旅館ホテルにみられた。

Ⅳ 未亡人等の雇用に関する意見と要望

雇用者の意見をあげると未亡人等を雇用する利点としては

自主的に働き、責任感がつよい。

家庭人としての経験があるから接客態度にそつがなく、細い点に注意がとどく。

勤続年数が長く定着性がある。

生計の支柱であるため仕事に熱心で辛抱づよい。

その他、不利な点、雇用上の配慮その他について述べられている。

未亡人等の要望としては

労働時間が長いからもつと給料を出してほしい。

チップ制は収入が不安定であるから固定給にしてほしい。

勤続年数が長くても全然昇給しない。

勤務時間が長く深夜の帰宅になるので困る。

有給休暇がほしい。

衣裳代に追われて借金が出来て困る。

健康保険失業保険に加入出来るようにしてほしい。

など、その他職場施設、子供についての要望、国家、公共団体、社会一般に対しての要望等が述べられている。

各 論 第 一 部

未 亡 人 等 雇 用 の 概 要

この調査の重点は、もとより雇用の実情、職業上の問題点におかれているが、未亡人等のもつ特性との関連において雇用の形態、労働条件、その他についてみることにつとめ、またさきに実施した製造業^(注)に働く未亡人等の調査結果とも比べながら、そのあらましをながめてみよう。

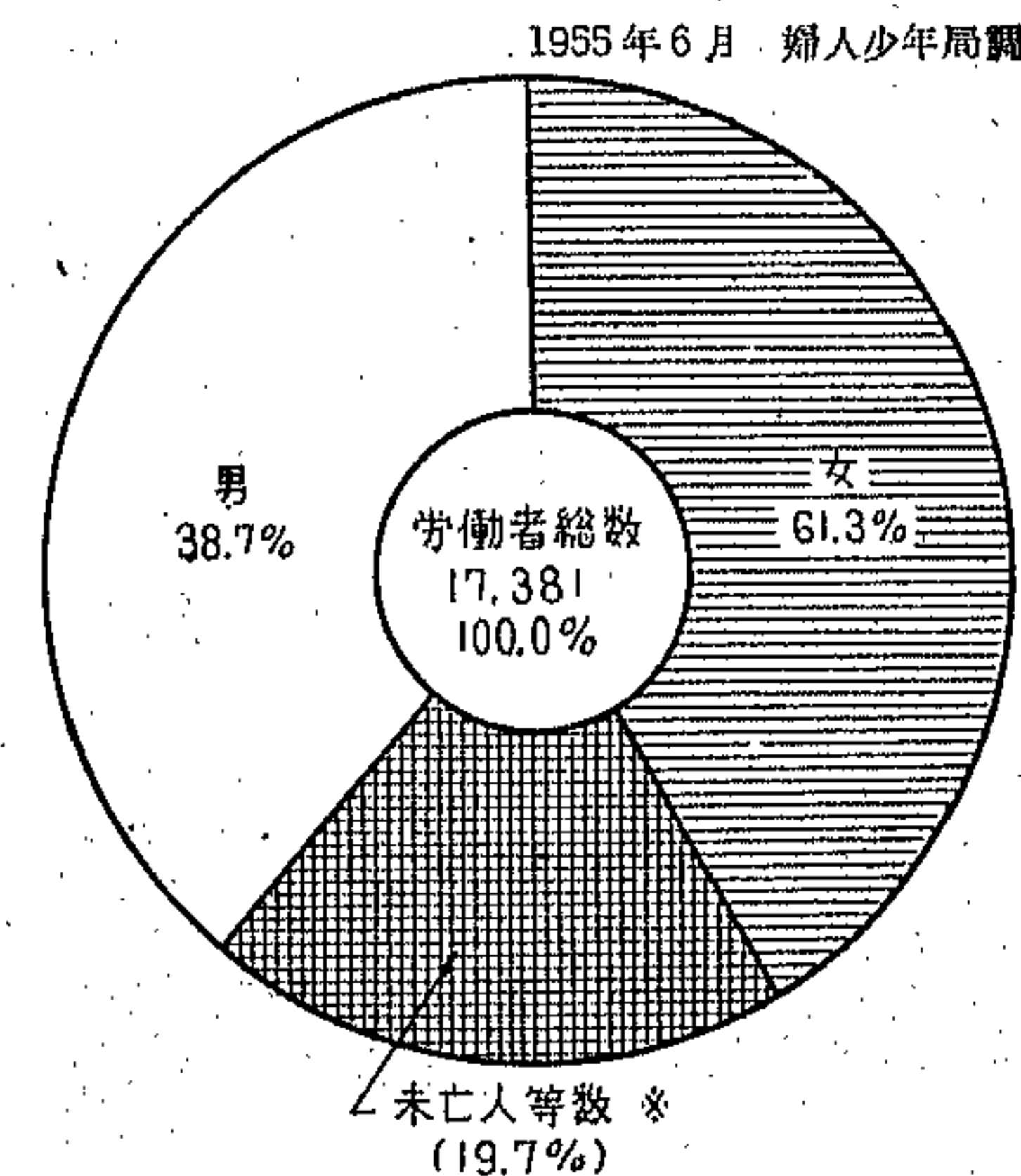
(注) 未亡人等の雇用に関する調査(製造業の部中間報告)参照、昭和29年8月 婦人少年局調

第一章 雇 用 の 形 態

I 調 査 対 象

この調査対象としての2,103人の未亡人等が、飲食店旅館等のなかにどのようなかたちで雇用されているかをみるために、まずその分布状況のあらましをながめてみる。

第1図 調査対象飲食店旅館ホテルのなかの未亡人等雇用の割合



第1表 調査対象事業所の業種別、男女別労働者数及び未亡人等数

1955年6月 婦人少年局調

区 分 業種別	事業 所 数	男女 労働者数	女子 労働者数	未亡人 等 数
総 数	554	17,381	10,654	2,103
特 殊 飲 食 店	96	3,748	2,862	546
一 般 食 堂	185	5,228	3,073	555
す し や	12	234	126	28
めん類飲食店	24	261	156	39
喫 茶 店	81	2,008	1,164	122
その他の飲食店	53	1,343	917	211
旅 館 ホ テ ル	103	4,559	2,356	602

調査対象となつた554事業所に雇用されている男女労働者総数のうち、女子労働者は61.3%を占め、女子労働者の中に占める未亡人等数の割合は19.7%である。これは前記のとおりこの調査は未亡人等を必ず1人以上雇用している

第2表 調査対象事業所の業種別未亡人等雇用の割合

1955年6月 婦人少年局調

業種別	男女労働者数(A)	女子労働者数(B) B/A	未亡人等数(C) C/B
総数	100	61.3	19.7
特殊飲食店	100	76.4	19.1
一般食堂	100	58.8	18.1
すしや	100	53.8	22.2
めん類飲食店	100	59.8	25.0
喫茶店	100	58.0	10.5
その他の飲食店	100	68.3	23.0
旅館ホテル	100	51.7	25.6

未亡人等数の割合をもつて、飲食店旅館等における一般的な状況とはみなされない。

つぎにこの調査対象事業所における未亡人等雇用の割合を業種別にみると、最も高いのは旅館ホテルの25.6%、つぎにめん類飲食店25.0%で、最も低いのは喫茶店の10.5%であるが、これもまた必ずしも一般的な傾向を示すものとは云い難い。

なお、これら調査対象における未亡人等の一事業所当り平均雇用数は3.8人であるが、旅館ホテルとめん類飲食店は5.8人で最も多く、喫茶店の1.5人が最も少い。

これを規模別にみると常用労働者200人—500人以上の大規模の事業所は、平均10.1人でそのうち特殊飲食店は40.8人、旅館ホテルは14.9人という数を示している。(第3表)

Ⅱ 常用臨時別

未亡人等は、その殆んどが常用労働者(96%)であつて、1ヵ月においては30日以内の期間を定めて雇用され、あるいは日々雇用される臨時または日傭労働者は4%にすぎない。

(注) この調査で常用労働者とは、管理、業務、経理、販売、サービス、技術、生産等の各業務に従事するすべての労働者であつて、調査期前2ヵ月の各月において18日以上または前6ヵ月において通算60日以上同一事業主に雇用された労働者をいう。従つてこれに該当する労働者はたとえ臨時または日傭の名称で呼ばれていても常用労働者とみなされる。

製造業に働く未亡人等も大体同様で常用労働者は92.1%で大部分を占めている。

Ⅲ 職 務 別

飲食店、旅館等に雇用されている未亡人等はどのような仕事にたずさわっているかについてみると(第4表(1))接待が最も多く56.1%で、つぎに炊事24.1%、雑役は8.9%で比較的少ない。事務に従事するものは10.3%で、このうち経理事務が大半を占め、管理事務にたずさわるものも僅かながらみられた。

第3表 調査対象一事業所当り未亡人等雇用数

1955年6月 婦人少年局調

業種別	総数	10人未満	10人~49人	50人~199人	200人以上
総数	3.8	1.8	3.2	6.4	10.1
特殊飲食店	5.8	2.2	4.1	7.9	40.8
一般食堂	3.0	1.8	2.2	6.4	5.7
すしや	2.3	1.3	2.1	8.0	-
めん類飲食店	1.6	1.3	2.0	-	-
喫茶店	1.5	1.3	1.3	3.0	1.4
その他の飲食店	4.0	2.1	3.6	7.6	4.0
旅館ホテル	5.8	2.3	5.6	5.3	14.9

事業所を選択条件としたのでここに把握された

職務の内容を第5表によつてまず事務部門からみると、経理事務は、伝票整理、帳簿記載、売上会計、集金、食券チケット販売、その他となつている。また管理事務にたずさわるものは、女中頭、炊事婦主任、ホテルのルーム係長、店内監督など(第4表2)の名称でよばれている。これらの仕事の内容は、従事員の取締り又は監督、物品の管理、現品仕入管理、衛生その他の指導などである。

第4表(1) 職務別未亡人等数

1955年6月 婦人少年局調

職 種 別	人 数	実 数	%
総数		1,799	100
接待		982	54.6
女中及び上女中		573	-
女給		132	-
社交係		126	-
仲居		88	-
喫茶係		58	-
浴場女中		5	-
炊事		421	23.4
事務		185	10.3
事務		24	-
電話交換事務		7	-
管理事務		44	-
経理事務		110	-
美容師		1	-
雑役		160	8.9
無記入		50	2.8

第4表(2)

管理事務内訳

1955年6月 婦人少年局調

管 理 事 務	人 数
総数	44
女中頭	26
炊事婦主任	2
ルーム係長	3
客室係キャプテン	1
酒場責任者	1
販売主任	1
女店員主任	1
店内監督	2
監督	2
頭取	1
支配人	1
事務係長	1
会計主任	1
庶務主任	1

雑役としては、清掃婦、被服ふとん修理係、洗濯係、浴場係、その他、使い走り、下足番、子守などである。接待のうち、女中とよばれるものも、上女中、奥女中、女中、浴場女中と、炊事雑務のなかの申女中、下女中などにわかれている。上女中、奥女中は、料理運搬、酒肴接待、仲居の手伝、客室の掃除など、主として接客に

についての仕事にたずさわりの、旅館ホテルではこの他に泊客の世話が加わっている。

一般食堂、すしや、めん類飲食店、喫茶店、その他の飲食店の女中は注文品の運搬、出前持ち、従業員の食事準備、調理手伝、後片づけ、店内外の清掃などが主な仕事となつていて、業種によつてその内容はいくらか異なっていることがみられる。

また特殊飲食店や旅館ホテルで中女中、下女中、勝手女中、下働き、下番、洗い場などとよばれているのは主として炊事雑務の仕事で、おしぼりを作る、お酒の燗をする、御飲炊き、食器洗い、食器の出し入れ、配膳準備などをする。

仲居は特殊飲食店、一般食堂、すしや、その他の飲食店、旅館にみられるが、めん類飲食店、喫茶店にはみられない。仕事の内容は客引き、宿泊者の世話、注文取次ぎ、料理の運搬、接待などで、特殊飲食店においては、仲居の仕事のうちに宿泊者の世話がみられる。

女給は特殊飲食店、喫茶店、その他の飲食店にみられ、仕事は注文聞き、注文品運び、接待、店内外の清掃などである。社交係とよばれるのは特殊飲食店のみにみられ、ダンスの相手をする。

喫茶係はウェイトレスともよばれ、特殊飲食店、喫茶店、旅館ホテルのみにみられ、仕事は酒以外

第 5 表 職

業 務	種 別	飲 食		
		特 殊 飲 食 店	一 般 食 堂	す し や
女 中 及 び 上 女 中	上 女 中	料理運搬；酒肴接待；仲居の手伝い；客室の掃除		
	奥 女 中			
	浴場女中	流し及びマッサージ		
	女 中		出前持ち；御飯炊き；食器洗い；従業員の食事の仕度と後片づけ；衣類等のつくるいもの；店内外の清掃	調理手伝いとその後片づけ；従業員の食事準備；食器洗い；湯沸し；店内外の清掃
仲 居		客引き；宿泊者の世話；料理の運搬	注文取次ぎとその運搬；接待	注文取次ぎとその運搬；接待
女 給		注文品を運び接待する		
社 交 係		ダンスの相手をする		
喫 茶 係		酒以外の飲物及び菓子類の給仕		
炊 事				
炊 事 婦		調理；従業員の食事の世話	主食副食物の調理；調理手伝	御飯炊き；すしの下ごしらえ
調 理 係			喫茶食品の調理	
炊 事 雑 務	中女中	おしぼりを作る；お酒の燗をする		
	下女中	御飯炊き；食器洗い		
事 務				
事 務		従業員出退社の記録；来客の受付；給与その他の事務；本番の割当；芸妓の呼出し；場内アナウンス	給与税金関係事務；人事庶務；文書タイプ；予約承り；証明書の発行	給与計算；出前の帳簿づけと集金その他一般的な事務；電話の取次ぎ
電話交換事務		電話の交換	電話の取次ぎ	
管 理 事 務		衛生その他の指導	給仕の監督	
経 理 事 務		伝票整理及び集金；チケット販売その他の経理事務	売上会計；伝票整理；集金；食券販売；売掛請求	
美 容 師 雑 役				
清 掃 係		客室；廊下；浴場；便所等の清掃		
被 服 修 理 係		衣類夜具等の縫い直し		
洗 濯 係		衣類；シーツ；テーブルクロス等の洗濯；アイロンかけ；受渡し		
浴 場 係		風呂焚き		
その他の雑務		使い走り；下足番	使い走り；子守	
そ の 他				
エレベーター				
ガ ー				
ク ロ ー ク		手荷物等を預る		
バ ス 車 掌				
売 店 店 員			飲食物の販売	すし類を包装して販売する
ス タ ン ド		酒類を調合して客に出す	酒類を調合して客に出す	

務 内 容 一 覧

1955 年 6 月 婦人少年局調

め ん 類 飲 食 店	喫 茶 店	店		旅 館
		そ の 他 の 飲 食 店		旅 館 ・ ホ テ ル
				料理の運搬；酒肴接待；仲居の手伝い；客室の掃除；泊客の世話
				使用者家族の世話；室内装飾
注文品の運搬及び食器の片づけ廻類を盛り付ける；食器洗い；出前持ち；店内外の清掃	従業員の食事準備と後片づけ；部屋の清掃；衣類等の洗濯；皿洗い；住込労働者の世話	注文品の運搬と接待；食器洗い；店内外の清掃；出前持ち；調理の手伝い		
		料理の運搬と接待		客の宿泊及び飲食の接待
	注文ききとその運搬；接待；店内の清掃	注文ききとその運搬；接待；店内外の清掃		
	(ウエイトレスとも呼ばれる) 同上			軽飲食物の接待
		注文品の調理；住込人の食事準備		注文品の調理と配膳準備
	喫茶食器の調理	喫茶食品の調理		喫茶食品の調理
				食器の出入れ；料理の手伝い
				御飯炊き；食器洗い
売上会計；電話の取次ぎ		従業員に関する；事務電話の取次ぎ		応接関係人事関係事務；通訳；文書のタイプ
				電話の交換
	現品の仕入管理			従業員の取締り及び物品の管理
	食券の販売；帳簿記載；会計；伝票整理	出納帳の記入；会計；集金；伝票整理		会計；伝票整理；帳簿記載
				客のパーマネント等の美容一般
				客室；廊下；浴場；便所等の清掃
				衣類；夜具等の修理
				衣類；シーツ；テーブルクロス等の洗濯；アイロンかけ；洗濯物の受渡し
				番台での管理；脱衣場でのサービス
		子守		使い走り；下足番；客室の花の活けかえ
				エレベーターの運転
				手荷物等を預る
				名所の説明と助手
	菓子類の販売	菓子類その他の販売		

の飲物及び菓子類の給仕、軽飲食物の接待などとなっている。

なお、浴場女中というのは特殊飲食店のみにみられ、流し及びマツサージがその仕事となっている。

第二章 労働条件

1 賃 金

飲食店旅館等に働く未亡人等の労働条件を、まず、賃金の面からなげめると、その賃金構成に著しい特色がみられる。

特性の一つは、食事給与をふくめた実物給与のある事業所が多いことと、第二には、給与制度として、チップ又は歩合制がみられることである。

以上の実物給与とは、食事無償給与、制服、はきもの無償貸与又は給与、宿舍無償貸与その他となっている。このような実物給与のある事業所は 89.3% で大部分を占めていて、業種についてみると、

第6表(1) 業種別、実物給与有無別事業所数(%)

1955年6月 婦人少年局調

業種別	実物給与 総数	あり	なし	不明
総数	100.0	89.3	10.5	0.2
特殊飲食店	100.0	74.0	26.0	-
一般食堂	100.0	94.1	5.4	0.5
すしや	100.0	91.7	8.3	-
めん類飲食店	100.0	95.8	4.2	-
喫茶店	100.0	90.1	9.9	-
その他の飲食店	100.0	88.7	11.3	-
旅館ホテル	100.0	93.2	6.8	-

第6表(2) 業種別、実物給与種類別事業所数(%)

1955年6月 婦人少年局調

業種別	実物給与別 総数	食事無償 給与	制服貸与 又は給与	はきもの 無償貸与 又は給与	宿舍無償 貸与	その他
総数	100.0	39.6	22.9	7.6	22.1	7.8
特殊飲食店	100.0	47.6	7.2	1.6	34.9	8.7
一般食堂	100.0	39.1	28.4	8.2	16.6	7.7
すしや	100.0	42.3	15.4	7.8	30.7	3.8
めん類飲食店	100.0	37.7	20.8	11.3	22.6	7.6
喫茶店	100.0	29.6	38.8	13.8	12.5	5.3
その他の飲食店	100.0	43.5	26.1	7.6	14.1	8.7
旅館ホテル	100.0	41.3	10.7	4.9	33.9	9.2

特に高い割合を示しているのは、めん類飲食店、一般食堂、旅館ホテルで、比較的に低いのは特殊飲食店である。(第6表(1))

また、この実物給与のうちでは食事無償給与が最も多く、ついで、制服無償貸与又は給与、宿舍無償貸与が多く、はきもの無償貸与又は給与、その他の順となっている。

なお、業種についてみると、食事無償給与の割合の高いものは特殊飲食店とその他の飲食店、すしや、旅館ホテルの順で、喫茶店は最も低い、し

かし制服及びはきもの無償貸与又は給与では、喫茶店が最も高く、特殊飲食店、旅館ホテルは最も低いことがみられる。つぎに宿舍無償貸与では特殊飲食店、旅館ホテルが高い割合を示している。

さらに、給与制度の特性とみられるチップや歩合についてみると、チップ又は歩合のある事

業所は 58.2% で、固定給のみの事業所は 40.4% である。(第7表)

固定給のみの場合で高い割合を示しているのは、喫茶店、めん類飲食店であつて、その大半を占めているのに対して旅館ホテル及び特殊飲食店はさわめて低いことがみられる。また、固定給とチップの場合は、旅館ホテルが最高でついで特殊飲食店、その他の飲食店が高い。固定給なし(チップのみ)の場合では特殊飲食店が最高で旅館ホテルがつぎに高い。

このチップ又は歩合は、いつたん帳場に入れて従業員に配分する場合が多く、またすべて個人収入となる場合も相当多くみられる。その他 4 分 6 としてわけける場合、指名料(200 円)のうち 150 円が個人収入となる場合、接客婦相互間でわけける場合、また客から一律にサービス料として 10% をと

第7表 業種別、固定給有無別事業所数(%)

1955年6月 婦人少年局調

業種別	固定給の有無 総数	固定給のみ	固定給と歩合給	固定給とチップ	固定給なし	無記入
総数	100.0	40.4	5.1	32.0	21.1	1.4
特殊飲食店	100.0	7.3	7.3	34.3	49.0	2.1
一般食堂	100.0	56.2	5.9	28.7	8.1	1.1
すしや	100.0	58.3	-	16.7	25.0	-
めん類飲食店	100.0	75.1	8.3	8.3	8.3	-
喫茶店	100.0	82.8	4.9	8.6	2.5	1.2
その他の飲食店	100.0	35.8	3.8	34.0	24.5	1.9
旅館ホテル	100.0	1.9	1.9	60.2	34.1	1.9

注) 固定給なしは大部分がチップのみ

り、固定給の額に応じて全員にわけける場合などもみられる。

また、特殊飲食店において固定給なしの場合、給料は稼高を 4 分 6 にして支払う事例がみられた。

このように特殊飲食店及び旅館ホテルは、「固定給のみ」の事業所は特に少く、大半が「固定給とチップ」か「固定給なし」の場合であり、これら飲食店、

第8表(1) 業種別、食事無償給与有無別未亡人等数(%)

1955年6月 婦人少年局調

業種別	食事無償給与 総数	あり	なし	不明
総数	100.0	45.3	54.5	0.2
特殊飲食店	100.0	27.0	73.0	-
一般食堂	100.0	46.0	53.4	0.6
すしや	100.0	40.7	59.3	-
めん類飲食店	100.0	47.5	52.5	-
喫茶店	100.0	31.7	68.3	-
その他の飲食店	100.0	62.6	37.4	-
旅館ホテル	100.0	56.9	43.1	-

旅館等の給与が不安定なものであることを示している。

つぎに、未亡人等の給与についてみると、5 月分 1 人当り平均現金給与額は、

「食事無償給与なし」の場合 7,514 円

「食事無償給与あり」の場合 6,471 円

なお、食事控除額は平均 1,889 円となっている。

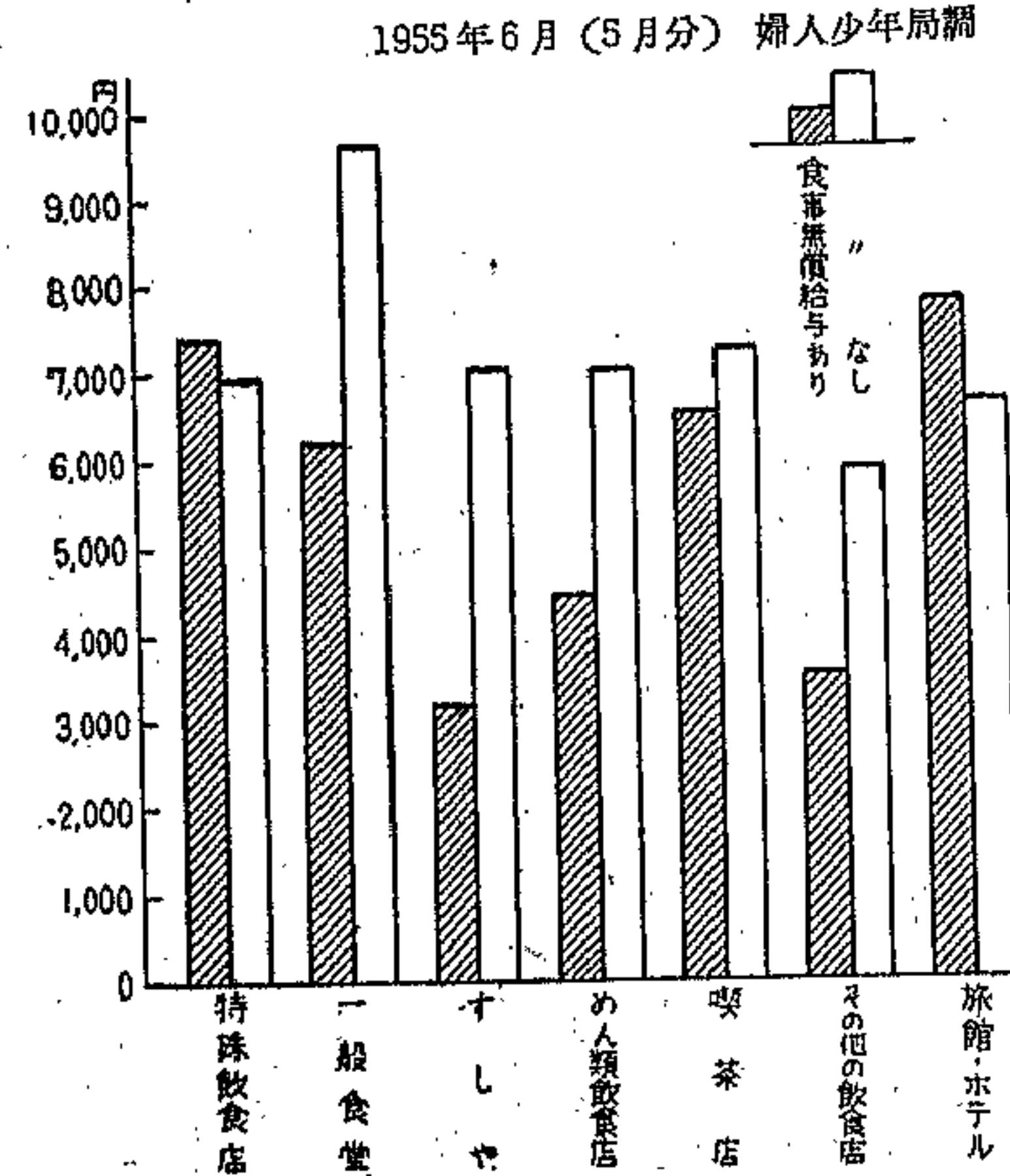
ここで、働く未亡人等各人について食事無償給与の有無をみると、無償で給与されているものは 45.3 % で約半数をしめている。また、各業種では無償で

食事給与をうけているものの割合が最も高いのはその他の飲食店と旅館ホテルで、最も低いのは特殊飲食店、喫茶店でその大半は無償給食を行っていない。(第8表)

また、未亡人等の平均給与額は第8表(2)と(3)にみられるように、規模の大小によつてその差は

大きい開きをみせている。なお各業種別にみると、前にのべたようにチップに依存することの多い旅館ホテル、特殊飲食店は全般的に高く、固定給の多いすしや、その他の飲食店、めん類飲食店は低

第2図 業種別、食事無償給与有無別平均現金給与額
(未亡人等数)
1955年6月(5月分) 婦人少年局調



第8表(2) 規模別、食事無償給与有無別平均現金給与額(未亡人等数)
1955年6月(5月分) 婦人少年局調

区分	規模別	平均	10人未満	10人～49人	50人～199人	200人以上
区分	食事無償給与あり	6,471	4,410	5,886	6,520	11,992
	食事無償給与なし	7,514	4,424	6,768	7,691	9,973
	その他	7,967	-	-	-	7,967

の平均現金給与額は 13,482 円、一般女子の平均は 7,377 円で男子の 55.7% にあたっている。(第9表) また、未亡人等の食事無償給与なしの場合の平均 7,514 円はこの調査における一般女子よりやや高いことがみられる。参考までに記すと前掲全産業の男子平均給与月額は 20,825 円であつて、(労働省毎月勤労統計調査 1954 年平均)。これに比べると上記飲食店旅館等の男子平均給与月額は低位に止つていて、飲食店旅館等の賃金水準は全般的に低いことがうかがわれる。

ついでに、扶養家族手当の有無をみると、手当のある事業所はわずかに 16.6% であつて、喫茶店、

い。なお、第2図にみられるとおり一般食堂の食事無償給与なしの場合が特に高いのは 10,000 円以上の層に分布が多いためである。

食事を無償給与していない飲食店旅館等の

第8表(3) 業種別、食事無償給与有無別平均現金給与額(未亡人等数)
1955年6月(5月分) 婦人少年局調

業種別	食事無償給与あり	食事無償給与なし	その他
特殊飲食店	7,402	6,957	-
一般食堂	6,196	9,602	7,967
すしや	3,182	7,016	-
めん類飲食店	4,411	6,995	-
喫茶店	6,491	7,212	-
その他の飲食店	3,502	5,826	-
旅館ホテル	7,732	6,577	-

平均給与月額 7,514 円は製造業に働く未亡人等の平均給与月額 9,042 円(1954 年 5 月分) に比べるとかなり下廻り、同じく全産業の女子平均給与月額 9,225 円(労働省毎月勤労統計調査、1954 年平均) に比べても低位にとどまつている。

なお、この調査にあらわれた男子

第9表 規模別、産業別、男女別平均現金給与月額

1955年6月(5月分) 婦人少年局調

業種別	性別	規模	総数		10人未満		10人～49人		50人～199人		200人～500人以上	
			平均給与		平均給与		平均給与		平均給与		平均給与	
			女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
総数			7,377	13,482	4,433	9,000	6,009	11,920	6,870	13,757	11,384	15,328
特殊飲食店			8,959	11,599	3,861	13,056	7,153	11,444	7,302	11,152	15,614	12,272
一般食堂			6,776	13,831	4,403	7,616	5,772	11,763	7,438	16,552	8,383	15,392
すしや			5,579	9,981	2,789	10,091	5,600	9,754	6,810	10,433	-	-
めん類飲食店			7,426	13,557	4,872	7,545	8,340	15,320	-	-	-	-
喫茶店			6,316	12,528	5,662	9,176	6,110	12,996	6,524	11,524	7,396	14,672
その他の飲食店			4,753	13,718	4,561	12,667	5,338	12,416	3,424	13,832	6,772	19,386
旅館ホテル			8,456	14,307	4,457	10,900	5,637	10,899	7,711	13,902	12,247	15,697

第10表 業種別、扶養家族手当有無別事業所数(%)
1955年6月 婦人少年局調

業種別	総数	あり	なし	無記入
総数	100	16.6	82.9	0.5
特殊飲食店	100	3.1	95.8	1.1
一般食堂	100	23.8	75.1	1.1
すしや	100	-	100.0	-
めん類飲食店	100	4.2	95.8	-
喫茶店	100	24.7	75.3	-
その他の飲食店	100	17.0	83.0	-
旅館ホテル	100	14.6	85.4	-

一般食堂が比較的多い、その額は、配偶者と第一子が 600 円、その他 400 円というのが多くみられ、最高 1 人 800 円から最低 1 人 100 円まで事業所によつて異つて

る。(第10表) つきに、未亡人等の給与額別分布状況をみると(第3図) 1 人当り月額(1955 年 5 月分) きまつて支給する現金給与) 5,000 円—9,000 円の層が 48.8% をしめ、そのほかは各層にわたつてひろく分布している。月額 5,000 円未満の低賃金層にある未亡人等は 28.6% である。

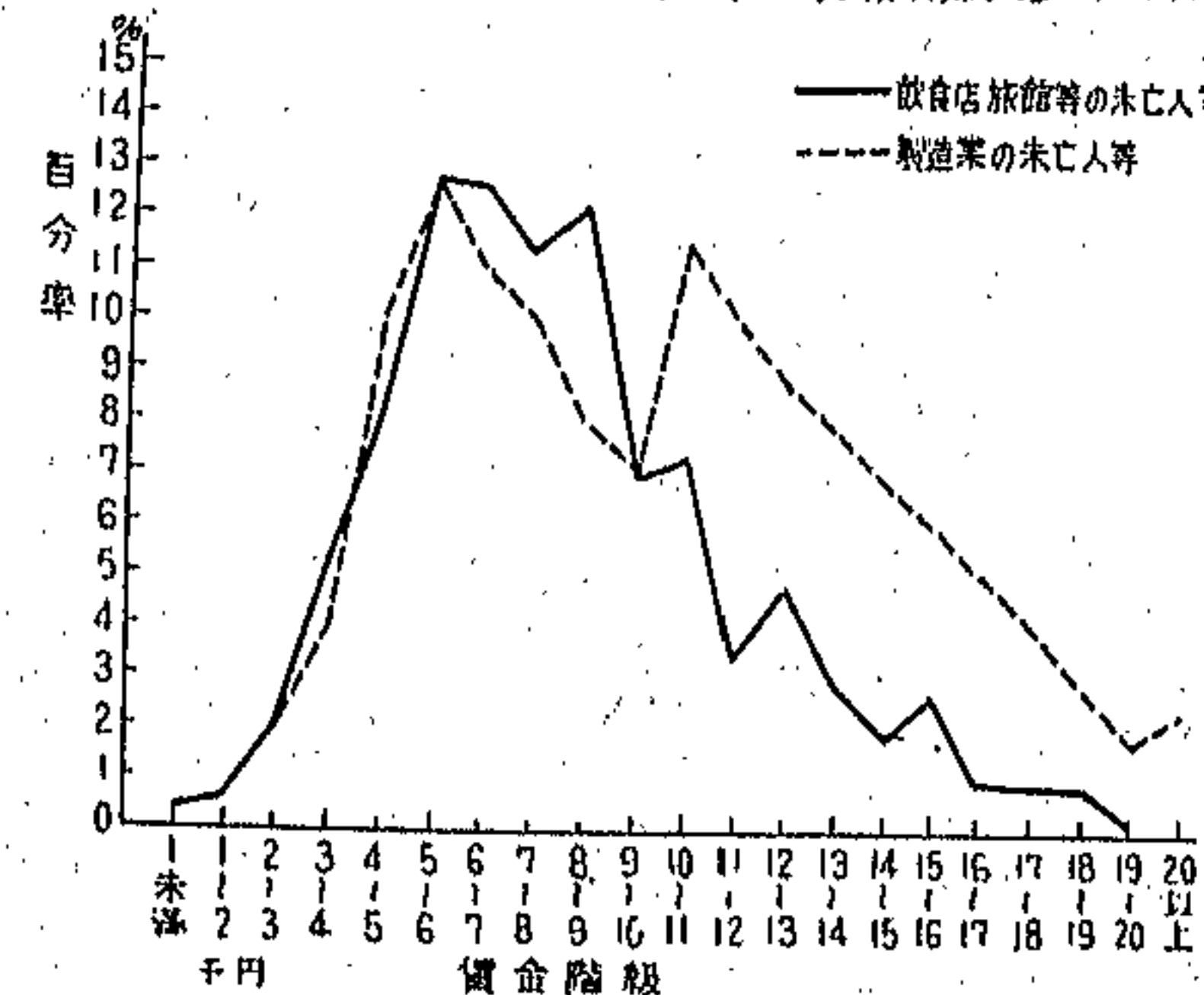
以上のべたとおり、飲食店旅館等に働く未亡人等の賃金水準は全産業の一般女子よりも低い、これは飲食店旅館等の賃金水準の低さに因るものであろう。

又、前にのべたとおり、実物給与とチップに依存する事業所の多いことによるものと考えられ、この種の事業所に働く未亡人等の収入を不安定にする要因となつてることが推察できる。

しかも未亡人等は男子と同様に一家の支柱となつて子女を養育しなければならない責任を担つてゐるため、その生活の

第3図 賃金階級別未亡人等分布

1955年6月 労働省婦人少年局調



苦しさはこの調査からもうかがい知ることができる。

Ⅱ 労働時間、労働日数

未亡人等の1日当り、平均所定労働時間は9時間03分で、9時間—10時間が49.2%をしめ、11時

第11表 所定労働時間別分布及び平均所定労働時間別事業所数(%)

1955年6月 婦人少年局調

規定労働時間	
1日平均労働時間	9時間03分
小計	100.0%
6時間未満	2.7
7～8時間	16.8
9～10時間	49.2
11～12時間	18.2
12時間以上	13.1
1週平均時間	56時間17分
小計	100.0%
48時間未満	9.5
54時間未満	38.1
60～66時間	43.0
72時間以上	9.4

第12表 業種別1人1日当り実働時間

1955年6月 婦人少年局調

業種別	1日当り平均実働時間
総数	8.47
特殊飲食店	7.09
一般食堂	9.19
すしや	9.37
めん類飲食店	8.23
喫茶店	8.44
その他の飲食店	9.35
旅館ホテル	9.39

間—12時間が18.2%、12時間以上が13%みられる。

又、1週間何時間と決っている事業所のうち60時間—66時間が43%をしめ、48時間—54時間が38.1%となつていて72時間以上は9.4%みられた。

(第11表)

つぎに1ヵ月平均実働時間は237時間19分で、製造業における未亡人等の188.5時間より

は上廻っている。平均を下廻っている業種は特殊飲食店で、はるかに上廻っているのは、すしやと旅館ホテルである。これを1人1日当り実働時間でみると、最も長いのは同じく旅館ホテル、すしや、その他の飲食店で特殊飲食店は平均を下

第13表 業種別、交替制有無別事業所数(%)

1955年6月 婦人少年局調

業種別	総数	交替制あり	交替制なし	無記入
総数	100.0	49.9	50.1	-
特殊飲食店	100.0	30.2	69.8	-
一般食堂	100.0	56.8	43.2	-
すしや	100.0	41.7	58.3	-
めん類飲食店	100.0	29.2	70.8	-
喫茶店	100.0	76.5	23.5	-
その他の飲食店	100.0	62.3	37.7	-
旅館ホテル	100.0	34.0	66.0	-

廻っている。(第12表)

つぎに、交替制の有無を事業所についてみると「あり」と「なし」は相半ばしていて、「あり」のうち高い割合の業種は一般食堂、旅館ホテル、特殊飲食店である。(第13表)

なお、始業時刻、終業時刻についてみると一般事業所に比べて1日の中の遅い方にずれているのが、飲食店、旅館等における特徴である。即ち、交替制のない事業所では、午前10時の始業が最も多く、ついで午前11時と午前9時が多い。

終業時刻は午後12時と午後11時が大半をしめていて、午前1時以後も相当数みられることは交替制のない事業所として注目される。

交替制のある事業所でも始業時刻は最も早い組で午前10時が多く、午前9時と午前11時の順であつて、最も遅い組では午後1時と午後5時が多い。

終業時刻は早い組で午後9時が最も多く、午後7時、6時、8時の順である。遅い組では、午後11時が最も多く、午後12時がつぎに多い。なかには翌朝の午前9時から12時までの終業が若干みら

第14表 交替制有無別、始業及び終業時刻別事業所数(最も早いもの最も遅いもの)

1955年6月 婦人少年局調

時刻別 交替別	始業時刻		終業時刻	
総数		554		554
交 替 制 な い も の	小計	278	小計	278
	5.00以前AM	1	2.00以前PM	1
	6.00	3	3.00	
	7.00	21	4.00	
	8.00	27	5.00	
	9.00	34	6.00	1
	10.00	70	7.00	1
	11.00	50	8.00	
	12.00	11	9.00	1
	1.00 PM	3	10.00	2
	2.00	2	11.00	6
	3.00	2	12.00	8
	4.00	-	1.00 AM	2
	5.00	2	2.00	
	5.00以後PM	38	2.00以後AM	
無記入	14	無記入		

れ、交替制とはいえ深夜の労働がうかがい知られる。(第14表)

つぎに、実働日数をみると、1ヵ月1人当り「食事無償給与あり」の場合は27.4日、「なし」の場合は26.7日、その他27日となつていて大部分は25日以上である。(第15表)

「食事無償給与あり」、「なし」いずれも平均実働日数を上廻っているのは、めん類飲食店、旅館ホテルの業種であつて、1ヵ月実働時間が最も少く、平均実働日数の比較的多いのは特殊飲食店である。

なお、製造業における未亡人等の1ヵ月1人当り平均24.1日に比べると飲食店旅館等の方が上廻っている。

Ⅲ 休日、休憩

まず休憩時間をみると、一斉休けいのきまつているものはわずか2.9%で、交替休けい時間のきまつている事業所は25.6%であつて、別に休けい時間のきまつていないものが57.8%である。交替

交 替 制	最 も 早 い 組	小	計 以前 AM	276	小	計 以前 PM	276
		5.00	4	2.00	18		
		6.00	3	3.00	8		
		7.00	21	4.00	12		
		8.00	23	5.00	18		
		9.00	55	6.00	26		
		10.00	81	7.00	47		
		11.00	53	8.00	19		
		12.00	16	9.00	25		
		午後無記入	14	9.00以後PM	97		
		6	無記入	6			
あ る も の	最 も 遅 い 組	小	計 AM	276	小	計 以前 PM	276
		8.00	4	8.00	14		
		9.00	14	9.00	18		
		10.00	22	10.00	36		
		11.00	29	11.00	89		
		12.00	26	12.00	54		
		1.00 PM	37	1.00 AM	23		
		2.00	15	2.00	2		
		3.00	26	3.00	1		
		4.00	28	4.00	-		
		5.00	35	5.00	1		
		6.00	16	6.00	-		
		7.00	7	7.00	1		
		8.00	3	8.00	-		
		9.00	1	9.00	4		
		10.00	1	10.00	6		
		11.00	3	11.00	8		
		12.00	1	12.00	8		
		真夜中以後無記入	2	午後無記入	5		
	6		6				
無記入				-	-		

(2) 表)

第15表 食事無償給与有無別1月当り
平均実働日数

1955年6月 婦人少年局調

業種別	食事給与 実働日数	食事無償 給与あり	食事無償 給与なし	その他
		平均実 働日数	平均実 働日数	平均実 働日数
総 数		27.4	26.7	27.0
特殊飲食店		28.1	26.5	-
一般食堂		26.9	26.2	27.0
すしや		28.5	27.6	-
めん類飲食店		28.8	28.9	-
喫茶店		27.2	27.2	-
その他の飲食店		27.0	26.9	-
旅館ホテル		27.5	27.1	-

第16表(1) 休憩の有無別事業
所数(%)

1955年6月 婦人少年局調

休 け い の 有 無	%
総 数	100.0
休けい時間がきまつている	28.5
別にきまつていない	57.8
そ の 他	13.3
無 配 入	0.4

休けい時間のきまつている事業所は平均1日
休けい時間が1時間30分となっている。(第
16表の1)

つぎに、所定休日数をみると、休日のきま
つている事業所は87%で大部分が
規定をもっているが、きまつていな
い事業所は12.6%で、規定上休日れ
なしというのがわづかながらみら
た。(三事業所)

休日のきまつている事業所のうち
では、1ヵ月2日が最も多く、1ヵ
月4日以上、毎週1回の順になつて
いる。(第17表)

第16表(2) 休憩の種類
及び時間別事業所数
(%)

1955年6月 婦人少年局調

種 別	休けい時間	%
総 数		100.0
・ 資 休 け い	小 計	10.1
	30分未満	-
	45分未満	-
	1時間未満	-
	1時間以上	9.5
	時間無記入	0.6
交 替 休 け い	小 計	89.9
	30分未満	-
	45分未満	4.4
	1時間未満	1.9
	1時間以上	82.3
	時間無記入	1.3

第17表 所定休日数別事業所
数(%)

1955年6月 婦人少年局調

事業所数		%
休 日	数	
総 数		100.0
休 日 業 所 の 休 日 数 が 1 日 以 上 な っ て い る	小 計	87.0
	毎 週 1 日	17.4
	1 ヵ 月 4 日 以 上	23.4
	1 ヵ 月 3 日 "	12.4
	1 ヵ 月 2 日 "	29.4
	1 ヵ 月 1 日 "	11.0
き ま つ て い な い	そ の 他	6.4
		12.6
休 日 な し		0.4

第 二 部

未 亡 人 等 雇 用 の 特 性

第一章 雇用労働者としての未亡人等の特性

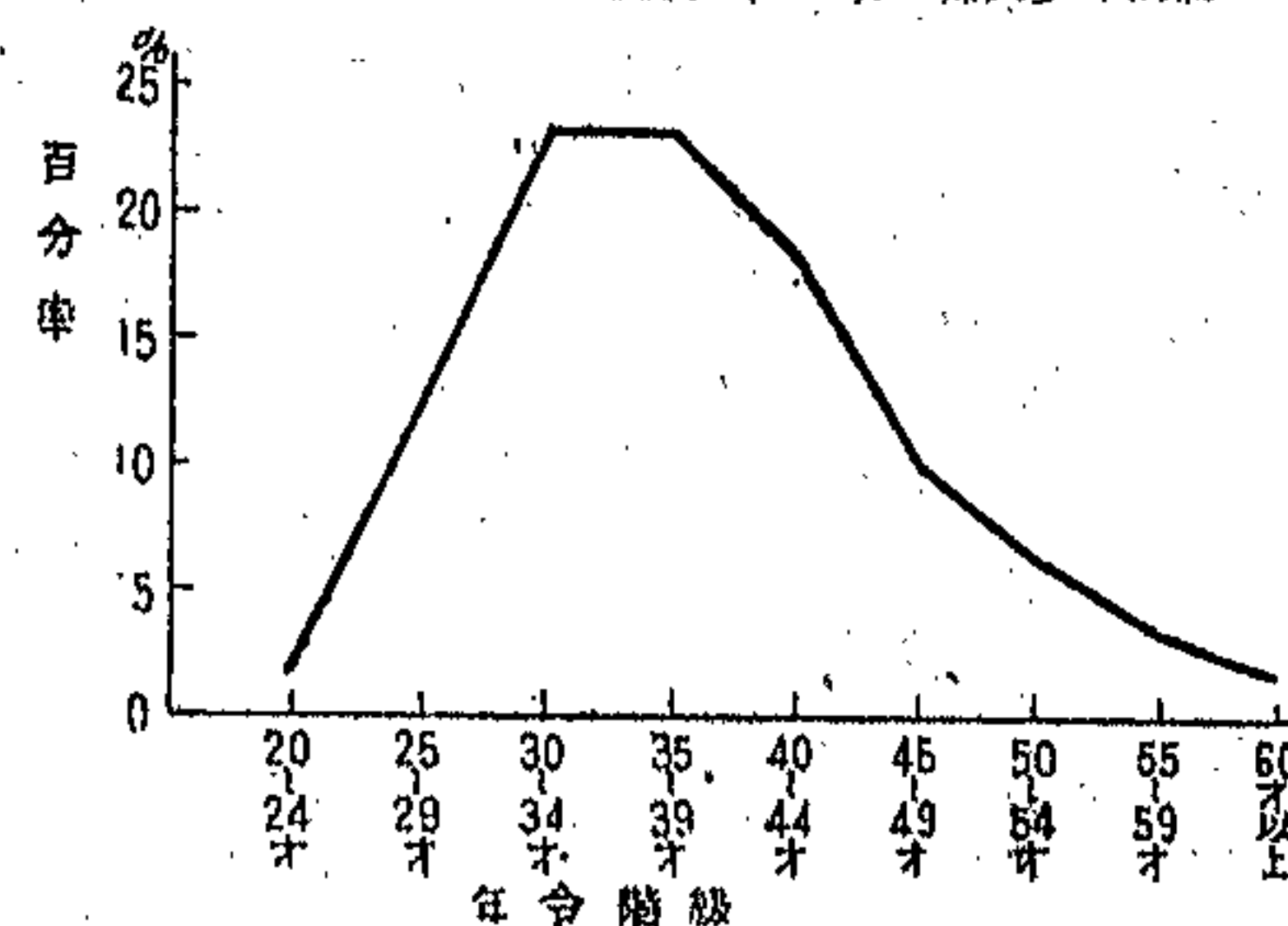
未亡人等の年齢、学歴、勤続年数、扶養家族、特殊技能等について、飲食店旅館等に働く未亡人等の特性を知るとともに、ここに就職するまでの雇用の経路をたずねてみよう。

1 年 令

未亡人等の平均年齢は38.1才で、年齢階級別にみると(第4図)分布の割合は30~39才の層が多く、46.1%をしめている。40才以上50才未満が8.4%、50才以上が11.3%もみられ、比較的高年齢の未亡人等が多く働いていることがわかる。

第4図 年齢階級別未亡人等分布

1955年6月 婦人少年局調



第18表

業種別未亡人等平均年齢
1955年6月 婦人少年局調

業 種 別	平均年齢 歳
総 数	38.1
特殊飲食店	33.8
一般食堂	39.7
すしや	36.4
めん類飲食店	42.1
喫茶店	39.1
その他の飲食店	37.0
旅館ホテル	40.0

業種別にみると、めん類飲食店、旅館ホテルの未亡人等が平均年齢の38.1才を上廻り、特殊飲食店は下廻っているが、それでも平均33.8才となっている。(第18表)

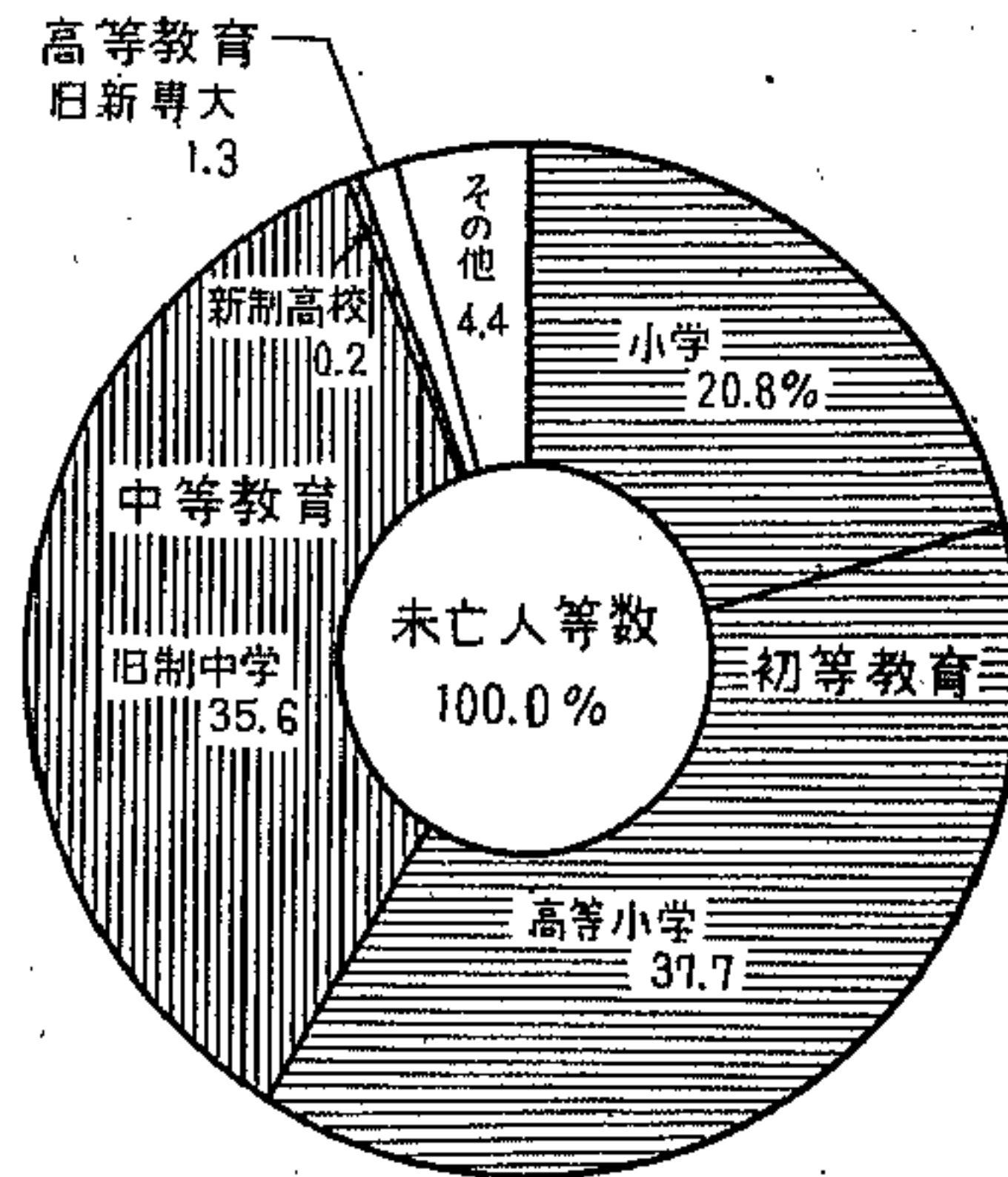
製造業における未亡人等の平均年齢は41.1才であつて、飲食店旅館等の未亡人等の方がやや低い。

参考までに、全産業の女子雇用者の平均年齢をみると、25.4才であつて、若い層に大量の女子が集中している。(1954年4月、労働省個人別賃金調査)

II 学 歴

未亡人等の教育程度は、その約半数の53.5%が初等教育終了者で、中等教育終了者は35.8%、高等教育終了者は1.3%にすぎない。(第19表)

第5図 学歴別未亡人等の割合
1955年6月 婦人少年局調



第19表
学歴別未亡人等数(%)
1955年6月 婦人少年局調

学 歴 別	%
総 数	100.0
初等教育	
小 学	20.8
高等小学	37.7
中等教育	
旧制中学	35.6
新制高校	0.2
高等教育	
旧新専大	1.3
そ の 他	4.4
学 歴 不 明	

Ⅲ 勤 続 年 数

未亡人等の平均勤続年数は3年7カ月で、1年未満は未亡人等総数の27.1%、1年以上3年未満は29.8%であつて、つまり3年未満が大半をしめている。製造業における未亡人等は平均6.2年で、3年以上が大半をしめているのに比べると、定着率の低いことがあらわれている。(第20表)

なお、全産業の女子平均勤続年数の3.6年(前掲個人別賃金調査)に近い。

Ⅳ 扶 養 家 族

未亡人等の扶養家族は、平均1.1人であつて、1人~2人が46.2%でほぼ半数近くをしめ、3人以上

第20表
勤続年数別未亡人等数(%)
1955年6月 婦人少年局調

平均勤続年数	3年7カ月	%
総 数		100.0
1 年 未 満		27.1
1 年 以 上, 3 年 未 満		29.8
3 年 以 上, 5 年 未 満		19.4
5 年 以 上, 10 年 未 満		17.2
10 年 以 上, 20 年 未 満		5.2
20 年 以 上		1.0
不 明		0.3

第21表
扶養家族数別未亡人等数(%)
1955年6月 婦人少年局調

平均扶養家族数	1.1人	%
総 数		100.0
0 人		37.4
1 人		28.9
2 人		17.3
3 人		7.0
4 人		2.4
5 人以上		1.1
無 記 入		5.9

しかし、製造業に働く未亡人等と比べると、やや教育程度がたかい。即ち、初等教育終了者では飲食店旅館等の未亡人等の方がその割合は低い、中等教育終了者では上廻り、高等教育終了者もやや上廻っている。このように教育程度は後記の特殊技能をもつ割合とともに、全般的にやや高いことが示されている。

なお、これを労働省個人別賃金調査による全産業の女子雇用者の学歴に比べても、飲食店旅館等の未亡人等の方が比較的に学歴は高い。

(注) 学歴の三段階区分は1954年3月文部省調査「職場における学歴構成」に準じ「初等教育」には小学校、高等小学校、新制中学校、「中等教育」には新制高校旧制中学校、「高等教育」には専門、師範、新旧制大学がふくまれている。

が10.5%であり、扶養するものは殆んどが子供である。(第21表)

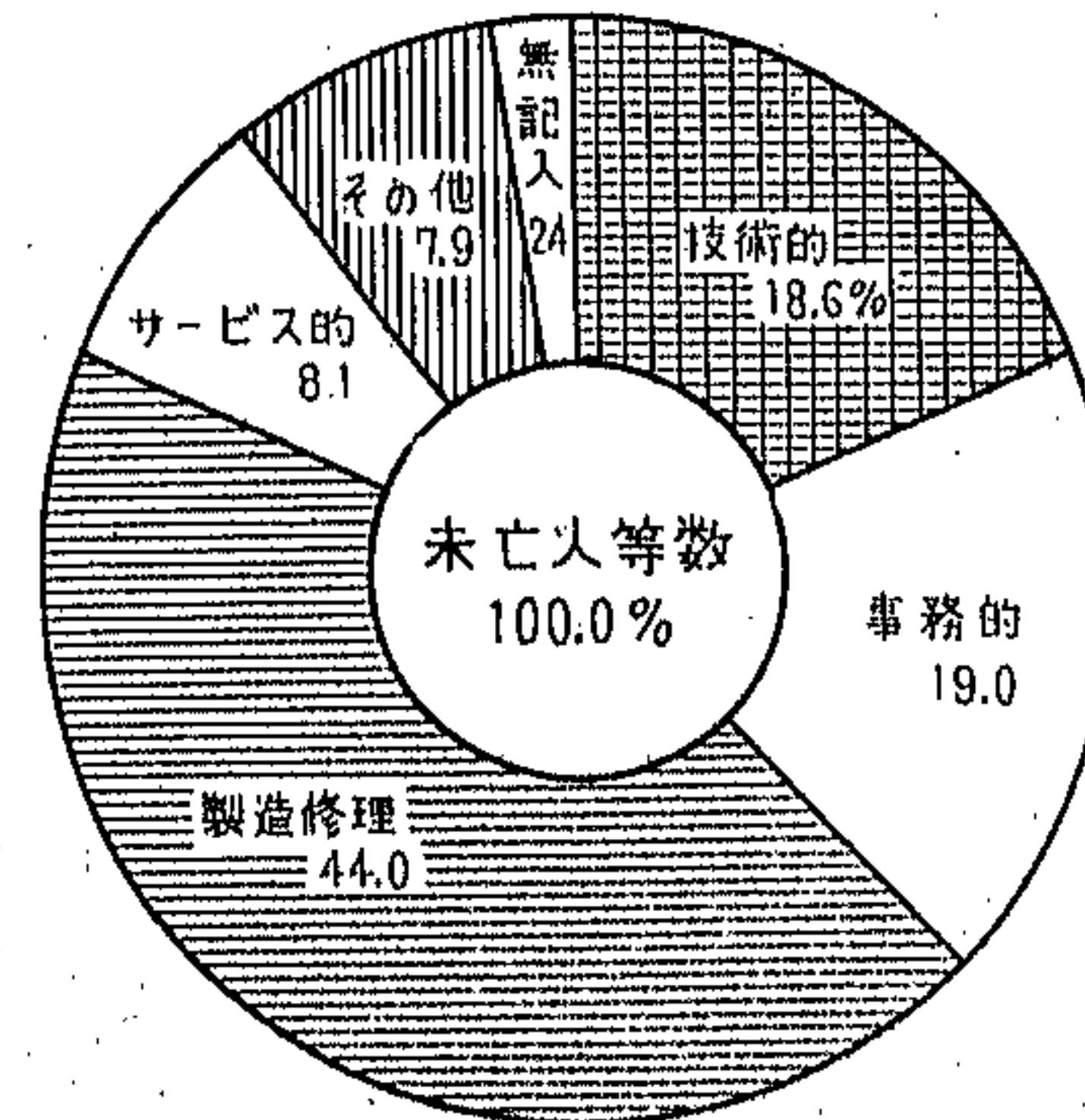
製造業における未亡人等の扶養家族は平均1.4人で大休同じ割合であるが、前掲労働省個人別賃金調査における全産業女子の平均0.8人に比べるとはるかに多く、同じく男子平均2.15人よりは低い、女手に家族を扶養している未亡人等の生活の比重の重さがここにもうかがわれるわけで、前項にみたとおり、扶養家族手当を支給する事業所はわずか16.6%にすぎず、大半は支給されていない実情である。

Ⅴ 特 殊 技 能

家計の支持者としての未亡人等にとって、特殊技能の有無は重要な要件であるが、未亡人等のうち「あり」と答えたものは27.4%で、「なし」が72.0%であつて、大部分は特殊技能をもっていない。

特殊技能とは、一定期間の訓練を必要とする職業上の技能であつて大別すると、技能的、事務的、製造修理、サービスの、その他で、製造修理は44%で最も多く、ついで事務的、技術的となつていて、サービスのはわずか8.1%である。(第22表)

第6図 特殊技能の種類別未亡人等の割合
1955年6月 婦人少年局調



第22表
特殊技能の種類別未亡人等数(%)
1955年6月 婦人少年局調

特殊技能の種類	%
総 数	100.0
技 術 的	18.6
事 務 的	19.0
製 造 修 理	44.0
サ ー ビ ス 的	8.1
そ の 他	7.9
無 記 入	2.4

特殊技能としてあげられているものを事例としてひろつてみると、専門技術的技能は教員、看護婦、栄養士、自動車運転手、電話交換手、三味線及び生花教授など、事務的技能は珠算(級有資格)、タイプライター(和文、英文)

経理等、サービスの技能は美容師、コック、料理人、ダンサー、バーテンなど、製造修理的技能では和裁、洋裁が最も多く、編物、人形づくり皮革修理、その他がみられた。

また、特殊技能が今の仕事に役立つかの問に対して、「役立つ」と答えたものは19.6%で、大部分は現職に特殊技能がいかにされていないことが窺取される。

Ⅵ 未亡人等の種類

未亡人等の種類は死別58.3%、離別34.7%、夫が病気又は不具のもの3.7%で、離別が製造業における未亡人等の16.8%より高くなっている。(第23表(1))

死別の時期の内訳をみると、太平洋戦争中が39.7%をしめ、満洲事変当初から太平洋戦争直後までが53.1%であつて、すなわち半数以上が戦争の影響を直接間接にうけていることがうかがわれる。

第23表 (1) 未亡人等の種類別未亡人等数 (%)

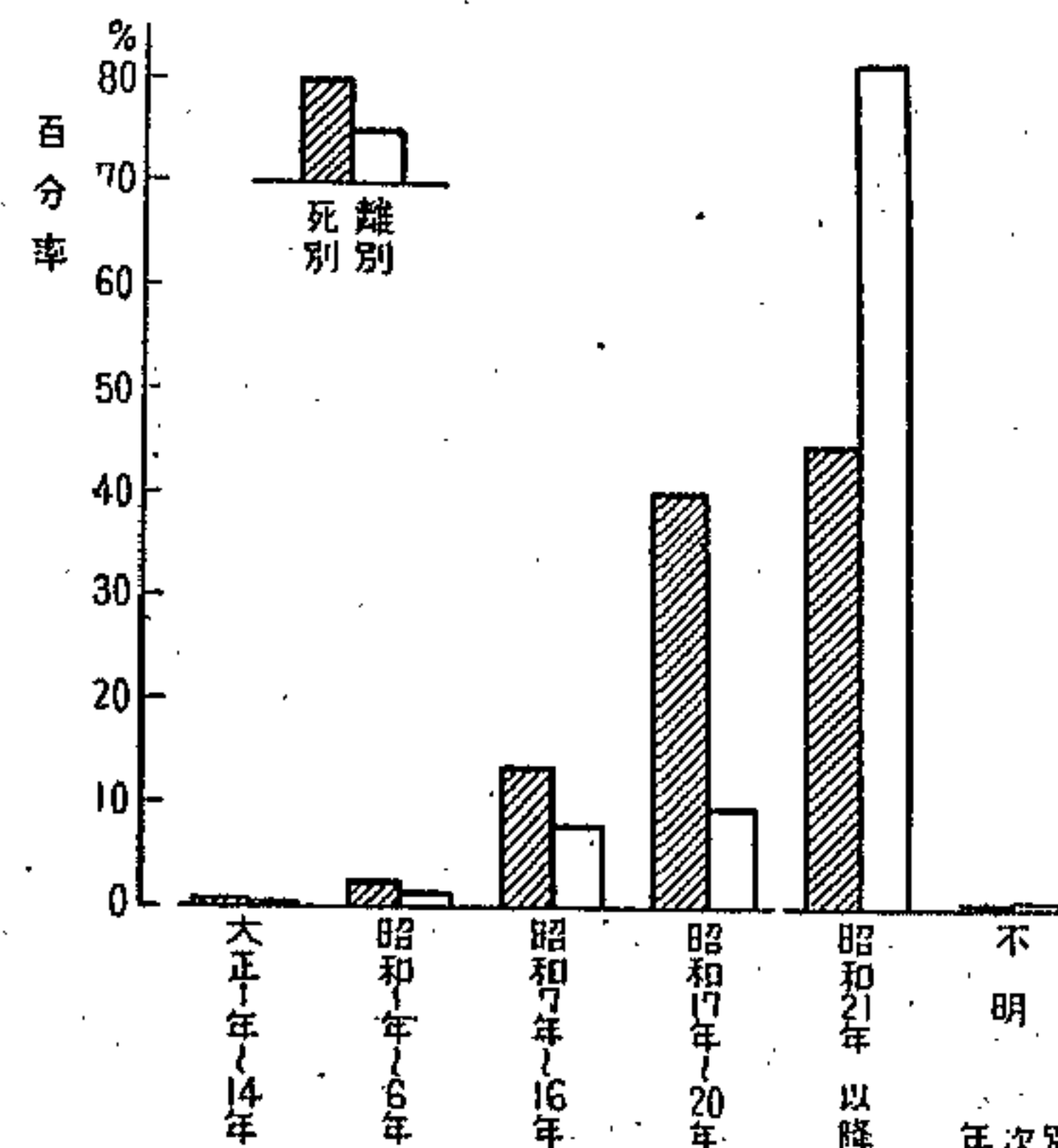
1955年6月 婦人少年局調

業 種 別	未亡人等の種類	総 数	死 別	離 別	夫 病	そ の 他	無 記 入
		%	%	%	%	%	%
総 数		100.0	58.3	34.7	3.7	2.6	0.7
特 殊 飲 食 店		100.0	52.8	40.0	2.9	3.3	1.0
一 般 食 堂		100.0	66.0	28.2	3.6	1.8	0.4
す し や		100.0	48.2	44.4	3.7	3.7	-
め ん 類 飲 食 店		100.0	56.1	36.6	4.9	-	2.4
喫 茶 店		100.0	68.4	22.8	4.4	4.4	-
そ の 他 の 飲 食 店		100.0	50.3	39.6	5.6	3.9	0.6
旅 館 ホ テ ル		100.0	56.4	37.1	3.7	1.9	0.9

第7図 未亡人等になつた時期別未亡人等数 (%)

(死別、離別について)

1955年6月 婦人少年局調



る。(第7図)

なお、未亡人等になつた当時の年齢は25才~35才が59.8%で最も多く、35才以上40才未満は34.3%でいわゆる中年になつて職につかなければならなくなつたものが大部分である。(第23表(2))

つぎに、前職歴についてみると、結婚前に仕事をもっていたものは44.8%で、結婚後に仕事をもっていたものは22.6%、仕事をもたないものが大部分で76%となつている。(第24表)

結婚前の仕事の種類をみると(第25表)、事務員が最も多く、ついで女給が多い。その他店員、工員などの雇用労働者、農業、商業の家内労働者や日傭、内職などもわづかながらみられ、また特殊技能をいかした教員、タイピスト、看護婦、電話交換手などもみられ、さまざまな職業分野にわたつて

第23表 (2)

未亡人等になつた
当時の年齢階級別
未亡人等数 (%)

1955年6月 婦人少年局調

年 齢 別	%
総 数	100.0
20 歳 未 満	0.7
20~25歳未満	18.1
25~30歳未満	36.4
30~35歳未満	23.4
35~40歳未満	10.9
40~45歳未満	5.6
45~50歳未満	2.5
50~55歳未満	1.3
55 歳 以 上	0.3
不 明	0.8

なお、離別をみると、戦後の離婚は81%で著しく増加していることがみられ

第24表

結婚前、結婚後の仕事の
有無別未亡人等数 (%)

1955年6月 婦人少年局調

仕事の有無	結婚前	結婚後
総 数	100.0	100.0
仕事あり	44.8	22.6
仕事なし	54.5	76.0
不 明	0.7	1.4

第25表

結婚前の仕事の種類
別未亡人等数 (%)

1955年6月 婦人少年局調

種 類	%
総 数	100.0
事務員	35.4
店員	8.4
女給	6.9
給仕	17.9
被服	1.3
農業	6.7
商業	4.1
日傭	0.1
内職	0.1
その他	1.9
不明	9.0
不 明	8.3

第26表

結婚前の仕事の
従業上の地位別
未亡人等数 (%)

1955年6月 婦人少年局調

地 位	総 数
総 数	100.0
雇 用 者	79.6
業 主	1.1
家族労働者	13.1
そ の 他	4.1
不 明	2.1

いる。

その仕事の従業上の地位をみると、雇用労働者が79.6%で最も多く、家族労働者が13.1%で業主はわずか1.1%である。(第26表)

第二章 未亡人等雇用の経路

前項においてみられるとおり、未亡人等は、雇用労働者として、種々の特性をもっているが、どのような経路をへて、現在の職についたかをくわしく知るために、まず調査対象事業所の一般女子の採用条件をみることにする。

1 一般女子の採用条件

未亡人等の採用は、やはり一般女子の採用条件が適用されるわけであるが、未亡人等の特性は採用条件にてらしてみても隘路となる場合が多い。女子採用条件のあらましについてみると、採用条件のある事業所は77.7%で別に条件のないものが22.2%となつている。年齢について条件をもっているものが最も多く、経験、学歴、その他は大体同じ割合をしめている。(第27表)

第27表

一般女子の採用条
件別事業所数 (%)

1955年6月 婦人少年局調

総 数	100%
年 齢	32.6
学 歴	15.5
経 験	16.1
そ の 他	13.5
別に条件なし	22.2
無 記 入	0.1

まず年齢についての条件を決めている事業所は65%で、そのうち30才までを雇入条件としている事業所が約半数を占めている。

なお、わずかではあるが女子のみの停年制を30才又は40才などに線をひいて、高年齢女子の雇用をおさえている事業所もみられた。

つぎに、学歴では条件ありと条件なしはほぼ同じ割合で、「あり」のうち小学校、新制中学卒を条件とするものが68%、旧制中学、新制高校は27%で、専門学校、大学卒を条件とするものはなく、むしろ、学歴の低いところに条件をつけているところが多い。

経験では、とくに、経験のないものを条件としている事業所が15.6%

で、経験のあるものを条件としているものはわずか9.2%である。「素人も可」とか「素人に限る」などの条件がみうけられるのはこの職業分野の特色であろう。

その他女子に特殊な条件として、容貌、明朗性、清潔性、応接態度、常識、素行などをあげているものや、環境的条件として住込可能のもの、また、幼児をもたない人、扶養家族のない人、通勤距離の近いものなどをあげているのがみられ、また身許確実のもの、保証人のあることなどがあげられている。三味線、舞踊等の素養のある者とかダンスのできる人などをもとめている事業所もあつて、飲食店旅館等の特色が強くあらわれているものもある。

一般女子採用の時期は、学卒期はわずかで、随時採用が91%をしめている。学卒期に採用しているのは喫茶店と一般食堂が比較的多い。(第28表)

第28表 業種別、一般女子の採用
時期別事業所数(%)

1955年6月 婦人少年局調

業種別	採用時期	総数	学卒期	随時	その他 一定時期	不明
		%	%	%	%	%
総数		100.0	6.0	91.5	1.9	0.6
特殊飲食店		100.0	-	96.9	-	3.1
一般食堂		100.0	11.2	86.2	2.6	-
すしや		100.0	-	100.0	-	-
めん類飲食店		100.0	4.0	96.0	-	-
喫茶店		100.0	13.1	83.3	2.4	1.2
その他の飲食店		100.0	1.9	94.5	3.6	-
旅館ホテル		100.0	5.5	90.8	3.7	-

第29表 業種別、一般女子の募集方法別事業所数(%)

1955年6月 婦人少年局調

業種別	募集方法	総数	学校	職安	広告	新開	当所の労働者の紹介	縁故	その他	不明
		%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数		100.0	3.5	18.1	15.3	15.0	9.1	35.2	3.5	0.3
特殊飲食店		100.0	-	7.6	18.9	14.8	13.3	36.7	8.2	0.5
一般食堂		100.0	5.2	22.6	13.3	13.6	9.3	34.1	1.6	0.3
すしや		100.0	-	22.7	27.3	9.1	4.5	31.9	4.5	-
めん類飲食店		100.0	-	12.8	23.1	12.8	10.3	41.0	-	-
喫茶店		100.0	6.5	22.2	17.6	20.3	5.9	26.1	1.4	-
その他の飲食店		100.0	2.3	12.8	19.8	19.8	7.0	34.9	2.3	1.1
旅館ホテル		100.0	3.2	19.7	8.5	12.8	8.0	42.5	5.3	-

のはわずかである。

このように募集の方法は主として縁故と広告によつてることがみられる。

II 現職につくまでの経路

前項で、結婚前及び結婚後の仕事の有無とその職種、未亡人等になつた当時の年齢についてみたが

第30表(1)

未亡人になつた当時の本人の
年齢階級別、現在まで及び定職
を持つまでの平均経過年数

1955年6月 婦人少年局調

未亡人等 になつた年齢	現在までの 平均経過 年数	定職を持つ までの平均 経過年数
	年 月	年 月
総数	2. 10	8. 2
20歳未満	6. 9	12. 7
20歳～25歳未満	3. 2	9. 5
25歳～30歳	2. 10	7. 9
30歳～35歳	2. 4	7. 9
36歳～40歳	3. 0	8. 5
40歳～45歳	3. 2	7. 3
45歳～50歳	2. 1	6. 11
50歳～55歳	1. 10	5. 7
55歳～60歳	1. 11	8. 7
60歳以上	-	14. 11
年齢不明	5. 0	11. 5

つまり、大多数の未亡人等は中年になつて働かなければならなくなつたものであつて、未亡人等になつてから現在までの経過年数は平均8年2カ月となつてゐる。

また、未亡人等になつてから定職につくまでの期間をみると、平均2年10カ月となつていて、未亡人等になつた当時の年齢の高いことが、やはり定職を持つまでの期間にも関連を示している。なお、20才未満～25才未満において経過期間の比較的多いことがみられるのは、足手まとい幼児を抱えて、外に出て働くことが困難な環境にあつたものもあることが考えられよう。(第30表(1))

また、現職につくまでの経過年数別に転職回数をみると(第30表(2))平均は0.9回となつてゐるが、経過年数が多くなるにしたがつて転職回数も多いことが示されている。なかにはあまり転々としたのでかぞえきれないというのもみう

けられ、生活苦と闘いながら、生き抜いてきた未亡人等の姿がうかび出している。

第30表(2) 現職につくまでの経過年数別転職回数(%)及び平均転職回数

1955年6月 婦人少年局調

経過年数 転職回数	総数	1年未満	1～2 年未満	2～3 年未満	3～4 年未満	4～5 年未満	5～10 年未満	10～15 年未満	15～20 年未満	20年 以上	未亡人等 になる前 から現職	年数 不明
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平均転職回数	0.9	0.1	0.4	0.7	0.7	1.2	1.2	1.5	2.1	2.4	0	0.6
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.000	100.0	100.0	100.0	1.000	100.0	100.0
0回	47.1	86.0	65.2	50.3	50.0	33.1	30.2	14.5	19.4	13.6	100.0	35.7
1回	27.9	9.9	20.5	30.7	30.3	31.5	36.1	40.8	36.1	27.3	-	14.3
2回	13.6	0.9	8.5	11.1	13.4	18.9	18.9	27.6	13.9	9.1	-	-
3回	5.1	0.9	-	2.1	2.1	10.2	7.4	9.2	13.9	27.3	-	7.1
4回	1.4	-	-	1.1	1.4	2.4	2.4	2.6	-	4.5	-	-
5回	0.4	-	-	-	0.7	0.8	0.5	1.3	-	4.5	-	-
6回	0.2	-	-	-	-	-	0.3	-	2.8	4.5	-	-
7回	0.1	-	-	-	-	-	-	-	2.8	4.5	-	-
8回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9回	0.1	-	-	-	-	-	-	-	2.8	-	-	-
10回	0.1	-	-	-	-	-	0.2	-	2.8	-	-	-
回数不明	4.0	2.3	5.8	4.7	2.1	3.1	4.0	4.0	5.5	4.7	-	42.9

なお、前職歴の中から職名をひろつてみると、飲食店、旅館の女中、仲居、個人家庭の女中、家政婦、炊事雑役、女給、ダンサー、保険外交員、日傭、行商、かつぎやなどさまざまな職業にわたり、その他、内職をしていたものもかなり多くみられた。

現在の仕事について方法を本人の答によつてみると、やはり縁故が最も多く66.7%で、そのうち夫

の元の雇主の世話が1.2%みうけられた。つぎに広告が16.2%で、公共職業安定所を経たものは3.3%にすぎない。

Ⅱ 現在の仕事をいつまで続けたいか

第31表 (1) 「仕事をいつまで続けたいか」業種別回答数 (%)

(主たる家計の支持者について) 1955年6月 婦人少年局調

項目別	業種別	平均	特殊飲食店	一般食堂	すしや	めん類飲食店	喫茶店	その他の飲食店	旅館ホテル
総数		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
他の仕事に代りたい		15.5	20.2	16.6	14.3	11.5	18.7	18.6	10.3
ずっと続けたい		35.5	26.1	34.9	42.9	45.9	46.7	29.7	40.7
子供が大きくなつて働けるようになるまで		20.7	17.4	23.5	14.3	11.5	16.8	25.6	21.6
結婚してやめたい		10.6	17.4	6.9	21.4	6.5	5.6	8.1	10.2
その他		16.4	17.6	16.3	7.1	21.3	12.2	18.0	15.7
不明		1.3	1.3	1.8	0	3.3	0	0	1.5

第31表 (2)

「仕事をいつまで続けたいか」回答数 (%)

(飲食店旅館等及び製造業について)

1955年6月 婦人少年局調

項目別	業種別	飲食店旅館等	製造業
総数		100.0%	100.0%
他の仕事に代りたい		15.5	4.3
ずっと続けたい		35.5	67.3
子供が大きくなつて働けるようになるまで		20.7	21.5
結婚してやめたい		10.6	1.3
その他		16.4	4.3
不明		1.3	1.3

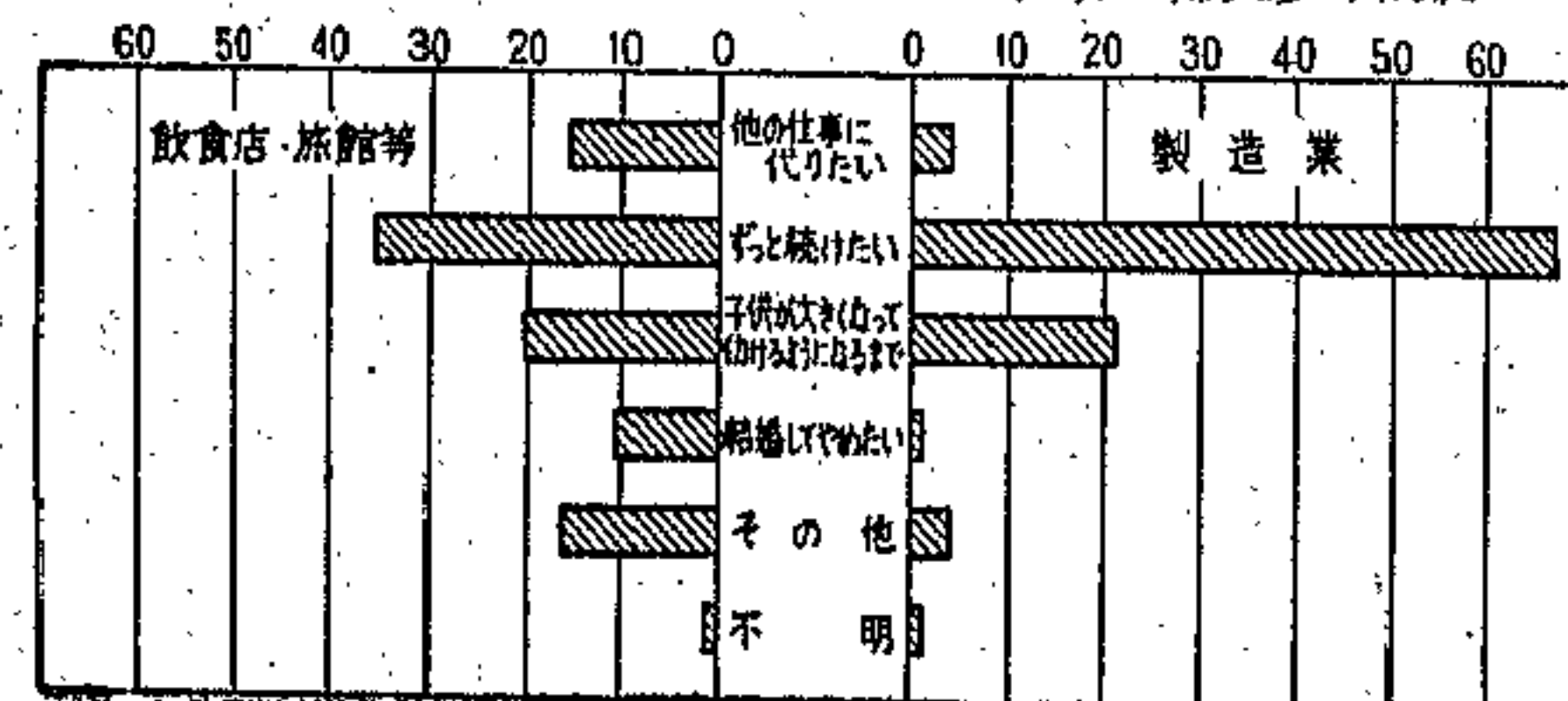
いる。

これを、製造業における未亡人等と比べると (第31表 (2)) 「ずっと続けたい」が67.3%である

第8図 「仕事をいつまで続けたいか」回答数 (%)

(飲食店旅館等及び製造業について)

1955年6月 婦人少年局調



が、「他の仕事に代りたい」と「結婚してやめたい」の割合は飲食店旅館等の方がはるかに多くみられるのもまた、この業種の特性があらわれているといえよう。(第8図)

なお、その他が16.4%みられ、ここに記入されている事例をあげるとある飲食店の炊事に働く未亡人は「この仕事は非常に疲れるが、年を

とつていて、しかも手に職がないので、自分の身体を動かして働くより仕方がないと割り切つて考えるようになった」また、ある旅館に働く未亡人は「収入さえ多ければよいと考えて、この仕事についているが金を貯めて小商売をしたい」とのべている。

また、今の仕事について「よいと思うこと」の答えに特殊飲食店に働く30才の未亡人は「無理をしても働けば働くだけ手取りが多いこと」と答えている。これ等の答えのなかに、特殊飲食店等を選んだ動機的一端をうかがい知ることができよう。

第三部

未亡人等の身上

飲食店旅館等に働く未亡人等は主たる家計の支持者として家庭にどのような問題をもっているか、また、それは未亡人等の雇用にふかい関連をもつものであるから、家族構成、子供について、住居、家計など身上のあらましについてふれてみよう。

第一章 家族構成

I 主たる家計の支持者別

未亡人等を大別して、本人が主たる家計の支持者である場合と、本人以外が家計の支持者である場合とあるが、前者が多くみられ83.7%で、未亡人等の殆んどが女手で働きながら家計を支えていることがわかる。本人以外つまり子供、兄弟、父母その他を頼つて生活している未亡人等の割合は12.9%であつて、これを製造業における未亡人等に比べるとその割合はほぼ同じである。(第32表)

II 家族構成

主たる家計の支持者である未亡人等の家族数は1人～3人が多く、平均1.7人である。(第33表) 本人以外が支持者である場合の平均4.2人に比べると小人数家族であるが、有職家族は0.3人で後記の家計の項にみられるように、家族のなかで家

計補助のできるものは少く、家計の負担は殆んど未亡人等の肩にかかっている。家族の種類についてみると、未亡人等は子供と生計をとめているものが63.6%で、そのうち子供とのみいわゆる母子家庭は46.6%である。(第34表)

第32表
主たる家計の支持者別未亡人等数(%)
1955年6月 婦人少年局調

家計支持者別	%
総数	100.0
本人	83.7
小計	13.0
子供	3.4
兄弟	5.2
父母	3.7
義父母	0.3
その他	0.4
不明	3.3

第33表
主たる家計の支持者別、家族数別平均家族数(%) 及び平均有職家族数
1955年6月 婦人少年局調

主たる家計支持者別	総数	本人	本人以外	不明
平均家族数	2.0	1.7	4.2	2.2
平均有職家族数	0.5	0.3	1.5	0.5
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
0人	16.4	19.0	-	-
1人	26.8	30.4	3.0	26.6
2人	19.2	20.6	12.0	10.0
3人	14.9	13.6	23.6	11.6
4人	8.7	6.3	25.7	3.3
5人	4.3	2.9	12.4	5.0
6人	2.7	1.0	13.7	1.6
7人	0.9	0.2	6.0	-
8人	0.2	-	1.7	-
9人	0.2	-	1.3	-
10人以上	0.1	-	0.6	-
家族数不明	5.6	6.0	-	41.9

第34表
家族の種類別未亡人等数(%)
(主たる家計の支持者について)
1955年6月 婦人少年局調

家族の種類	%
総数	100.0
自分ひとり	19.6
小計	63.6
子供とのみ	46.6
子供と夫	1.7
子供と親	12.8
子供・夫・親	0.5
子供きようだい(親せき)	1.9
子供・他人	0.1
親と	3.3
夫と	0.5
きようだい(親せき)と	1.8
その他	6.2
不明	5.0

しかし、製造業における未亡人等は子供と一緒に暮しているのが86.8%で大部分を占め、そのうち子供とのみが61.5%である。これに比べると飲食店旅館等の未亡人等の方がはるかに少いのはこの業種の特徴として比較的に住込が多いことによるものとみられる。これは後記の未亡人等の要望の中にも子供と一しよに生活したいとの切実な声となつてあらわれている。

II 子供について

未亡人等の雇用に大きな関連性をもっている子供についてみると、平均子供数は1.3人であつて、まず年令では小学校、中学校の義務教育年令層の子供をもつものが51.6%で半数を占めていて、学令以前の幼児をもつものは少く7.5%で、過半数が足手まといの子供を持たない未亡人等である。

なお、15才以上～20才未満の子供をもつものは22.7%で子供のうちすでに働いているものもあるが、未だ家計の補助となるまでにいたっていないものが多い。(第35表)

製造業における未亡人等の場合も大体同様であつて、半数は学令

第35表
子供の年令別未亡人等数(%)
1955年6月 婦人少年局調

子供の年令別	%
総数	100.0
6歳未満	7.5
6～13歳未満	38.8
13～15歳未満	12.8
15～18歳未満	15.0
18～20歳未満	7.7
20～25歳未満	10.8
25～30歳未満	4.9
30～35歳未満	1.7
35～40歳未満	0.4
40歳以上	0.1
不明	0.3

第36表(1)
子供の面倒をみる人の有無別未亡人等数(%)
1955年6月 婦人少年局調

子供の面倒をみる人	%
総数	100.0
あり	33.6
なし	61.2
不明	5.2

期の子供をもち、学令期以前の足手まといの幼児を抱えているものは4%で少い。

このように、未亡人等が家の外に働きに出られるようになったのは子供が学令に達したためで、「働きに出ている間、子供の面倒をみる人は誰か」に対する答のなかにもあらわれている。(第36表(1)) 子供の面倒をみる人のあるもの33.6%

で、そのうち実母にみてもらつてゐるものが最も多く、その他、近所、親せき等の世話を受けている。保育所にあずけるものはきわめてわずかにみられない。

「子供の面倒をみる人なし」は61.2%でそのうち、子供なし、手のかかる子供なしが大部分であつて、里子にやつてあるもの、施設にあずけてあるものはわずかである。(第36表(2))

このように、未だ小学校、中学校に在学中の子供が多いので、家

第36表(2)
子供の面倒をみる人が無い場合の未亡人等数(%)
1955年6月 婦人少年局調

	%
総数	100.0
子供なし	42.4
手のかかる子供なし	52.0
里子にやつてある	0.5
施設にあずけてある	0.6
その他	3.4
不明	1.1

事処理の責任は主として未亡人等が担っている。即ち「自分以外になし」というのが52%で、「家事処理をする人あり」のうちでは実母、姑、また近所、親せきなどとなっている。

第二章 住 居

I 寄宿通勤別

未亡人等の住居についてみるまえに、通勤と住込の割合をみると、通勤は62.0%、住込は37.0%となっていて、通勤する者の方が多く、通勤所要時間は16分で近距離のことが多い。

第37表

調査対象事業所業種別女子労働者数、
寄宿、通勤別女子労働者数(%)
1955年6月 婦人少年局調

業種	女子労働者	寄宿女子	通勤女子	不 明
総 数	100.0	31.8	64.9	3.3
特殊飲食店	100.0	20.4	75.3	4.3
一般食堂	100.0	23.8	74.0	2.2
すしや	100.0	50.0	50.0	-
めん類飲食店	100.0	59.6	40.4	-
喫茶店	100.0	21.5	77.9	0.6
その他飲食店	100.0	17.4	76.9	5.7
旅館ホテル	100.0	63.7	31.6	4.7

第38表(1)

住居の種類別
未亡人等数(%)
1955年6月 婦人少年局調

住居の種類	%
総 数	100.0
母子寮	0.6
寄 寓	6.8
公社宅寮	2.6
住 込	37.1
間 借	19.0
借 家	14.2
自 宅	18.4
そ の 他	0.5
不 明	0.8

第38表(2)

住居の室数別
未亡人等数(%)
1955年6月 婦人少年局調

室 数	%
総 数	100.0
1 室	39.3
2 室	14.9
3 室	10.3
4 室	6.2
5 室	2.8
6 室	1.0
7 室	0.6
8 室	0.2
9 室	-
10室以上	0.1
不 明	24.6

ものなどであつて、住込はみられない点、飲食店旅館等と異っている。

なお、一般女子労働者のうち住込のものは31.8%、通勤者は64.9%の割合となっていて通勤する者が多いが、住込の未亡人等の割合と一般女子住込者とはほぼ同じである。(第37表)
なお、業種についてみると、旅館ホテルは最も高く63.7%を示し、つぎにめん類飲食店、すしやが高く半数以上が住込である。平均より低いのは、その他の飲食店、特殊飲食店、喫茶店である。

II 住居の種類

住居の種類は(第38表(1))住込37.1%、間借り19%、自宅18.4%、借家14.2%、寄寓、公社宅寮、母子寮の順で、母子寮は0.6%で最も少い。

住居の室数は1室~2室が多く、同居家族1人当り平均室数は3.7帖となっている。(第38表(2))

以上のように、住込の割合が多いことは、飲食店旅館等の特色とみられる。製造業における未亡人等の場合、公社寮の割合が18.7%であつて、これは、夫の生前の職場でそのまま住宅を支給されて働くもの、特に雇用主の配慮による

第三章 家 計

家計についてみると、これは個人差が甚しく、家庭状況も種々であるが、そのあらましについてみることにする。

I 収 入

主たる家計の支持者の総収入額についてみると(第39表)1ヵ月平均10,975円で、未亡人等の勤務先手取給与は総収入の75%を占めていて、本人のその他の勤労収入は1.8%であり、本人以外(主として子供)の勤労収入は9.3%で僅かである。借金は8.6%となっている。

第39表

家計支持者の平均総収入額
及び平均総支出額
1955年6月 婦人少年局調

収 入	支 出	平均金額
総 収 入		10,975
(本人手取給与)		8,227
本人のその他の勤労収入		202
本人以外の勤労収入		1,026
借 金		949
総 支 出		10,255

ここで生活保護又はその他の公的扶助をうけているかどうかをみると、生活保護をうけている未亡人等の割合は15.6%で、その他の公的扶助をうけている割合は15.7%となっている。なお家計支持者が本人以外の場合で、生活保護をうけている割合は16.7%、その他の公的扶助では1.7%となっている。このように生活保護をうけている割合は製造業に働く未亡人等(5.5%)であるのにくらべてやや高い。(第40表)

第40表

生活保護及びその他の公的
扶助有無別未亡人等数(%)

1955年6月 婦人少年局調

II 支 出

主たる家計の支持者の1ヵ月平均支出総額は、10,255円となっていて、勤務先に支払う食費額は平均1,649円、同じく部屋代は平均940円となっている。特に注目されるのは衣料代の平均2,647円で収入の割に大きな支出となっている。借金も多くはこのためとみられる事例が、後記の未亡人等の雇用に関する要望の項にあげられており、店の出入りの呉服屋等に月賦などで支払う場合も少なくないようである。業種では、旅館、ホテルと特殊飲食店が最も高く、勤務のため衣料の自弁が多いことをあらわしている。喫茶店、めん類飲食店、一般食堂は平均より低くなつていて、この三つの業種は、前記の賃金の項における実物給与としての制服の無償貸与又は給与の割合が高いこととの

家族支持者別	扶 助 別	その他の公的扶助	生活保護
	有 無 別		
総 数	総 数	100.0%	100.0%
	受けている	13.6	15.4
	受けていない	80.9	79.8
	不 明	5.5	4.8
本 人	小 計	100.0	100.0
	受けている	15.7	15.6
	受けていない	79.6	80.9
	不 明	4.7	3.5
本人以外	小 計	100.0	100.0
	受けている	1.7	16.7
	受けていない	95.3	78.6
	不 明	3.0	4.7
不 明	小 計	100.0	100.0
	受けている	5.0	6.7
	受けていない	58.3	56.6
	不 明	36.7	36.7

関連がここにみられる。(第41表(1))

第41表(1)

業種別平均衣料代
1955年6月 婦人少年局調

業 種 別	衣料代 円
総 数	2,647
特 殊 飲 食 店	3,063
一 般 飲 食 店	1,680
す し や	2,722
めん類飲食店	1,565
喫 茶 店	1,409
その他の飲食店	2,890
旅館ホテル	3,224

第41表(2)

業種別平均借金額
1955年6月 婦人少年局調

業 種 別	借 金 円
総 数	1,188
特 殊 飲 食 店	1,413
一 般 食 堂	860
す し や	2,750
めん類飲食店	346
喫 茶 店	372
その他の飲食店	186
旅館ホテル	1,648

食店である。(第41表(2))

第四章 そ の 他

I 社会保険

以上のような未亡人等の生活の裏付をするものに、健康保険、失業保険、厚生年金等の社会保険があげられるが、飲食店旅館等に働く未亡人等は その半数以上が、この社会保険に未だ加入 していない。健康保険 44.3 %、失業保険 40.3 % が加入している割合であつて、未加入の未亡人等は 生活の支えとなる社会保険の加入を強く要望している。製造業における未亡人等についてみると、その95%が加入している。(第42表)

第42表

社会保険加入別
未亡人等数(%)

1955年6月 婦人少年局調

	健康保険	失業保険
総 数	100.0 %	100.0 %
加 入	44.3	40.3
不 加 入	52.1	54.3
不 明	3.6	5.4

第43表

労働組合有無及び
加入、不加入別
未亡人等数(%)

1955年6月 婦人少年局調

労働組合の有無	%
総 数	100.0
組 合 な し	83.2
組 合 あり	12.6
小 加	7.9
大 加	4.2
不 明	0.5
組合有無不明	4.2

II 労働組合

働く未亡人等の労働条件や その生活をまもる労働組合の有無を全般的にみると「なし」が83.2%で大部分は労働組合をもっていない。「あり」は12.6%で、労働組合のある業種についてみると一般食堂、喫茶店、その他の飲食店、旅館ホテルであつて、特殊飲食店、すしや、めん類飲食店はこの調査では労働組合をもっていない。(第43表)

また、雇入れの際の前借の有無をみると、「なし」が大部分で、わずか2%の「あり」がみられた。「前借あり」では特殊飲食店が最も多く、他はきわめてわずかですしやは全くみられなかった。特殊飲食店では前借金の額は10,000円~50,000円が多く、最高50,000円~100,000円がみられた。

つぎに業種別に平均借金額をみると、やはり最も高いのは旅館ホテルと特殊飲

第 四 部

未亡人等の雇用に関する要望

飲食店旅館等に働く未亡人等は、どのような考え方をもち、なにを要望しているか、その中に問題点をさぐるために未亡人等の雇用に関する声を原文のままとりまとめて参考とした。

なお、使用者(現在、未亡人等を雇用している事業所)の意見を併せ収録した。

1 未亡人等の要望

(1) 賃金について

労働時間が長いのでからもつと給料をたしてほしい。

チップ制のため収入が安定せず、冬期は非常に少い。

チップ制でなく固定給にしてほしい。

日給月給制であるから休めばさし引かれるので休暇もとれない。

客があれば夜中でも働くのに超過勤務手当がない。

勤続年数が長くても全然昇給しない。

給料が遅配しがちで請求しないと支払わない。

職安の紹介で四回就職したがどこも給料不払で店を変わった。

客への貸金は仲居の責任になるので自費で集金にゆく。交通費を出すとか、集金係を別にやとつてほしい。

(2) 雇用について

臨時雇いなので不安である。

特殊技能をもちながら生かすことが出来ない。

もつと安定した健康的な職場がほしい。

未亡人にもつと適した職場を開放してほしい。

停年すぎて後の事が心配である。

(3) 職場について

勤務時間が長く、終業時間がおそい。

休けい時間があつても昼間眠れないのでつらい。睡眠不足になる。

客本位だから定まった休憩がとれない。

わずかな暇に休めるような休憩室がほしい。

有給休暇がほしい。

公休があつても人員不足で休めない。

水商売は仕事そのものがはげしいので疲れ、過労となる。

炊事はほとんど立仕事なので疲れがはげしい。

客相手でことに酔客の接待に気疲れする。

労働時間が長いので三食では足りない。

繁閑のいげしい不規則な仕事である。

衣裳代に追われて借金ができて困る。

制服を与えてほしい。

封建的なしきたりがのこっている。

労働組合が結成されるとよい。

横のつながりをもつて話し合いたい。

宿舎が狭くて困る。

衛生管理について使用者は関心がない。

福祉施設がなにもない。

教養の時間をもちたい。

(4) 子供について

この仕事の子供にわるい影響を与えることが心配。

夜の勤めで子供が淋しがる。

子供を安心して預けることの出来る託児所がほしい。(夜間、午後5時以後預つてほしい)

子供の面倒、勉強をみてやることができない。

P.T.Aなどに出してほしい。

住込なので、子供と一しよに暮すようになりたい。(内職で生活できたらよい)

子供の成長を楽しみに働いている。

子供や家族の病気の時が一ばん困る。

(5) 社会一般について

この仕事に対する社会一般のゆがめられた観念をとり除いてほしい。

客のなかで侮べつ的な態度の人がある。

未亡人のための技術指導施設がほしい。

生業資金等を安い利子でもつと簡易に融通してほしい。

母子アパート、母子寮等の増設を望む。

母子家庭の子女の就職を優先的にしてほしい。

義務教育費を完全に国家で保障してほしい。(義務教育費がかかりすぎる)

健康保険、失業保険に加入できるとよい。

老後の保障(養老年金)をしてほしい。

養老院の施設を充実してほしい。

なお、明るい面として例えば、

固定給(月給制)で収入に安定感がある。

労働時間がはつきりしているのでよい。

交替制なので自分の時間がもてる。

健康保険があるので病気になつても心配が少い。

公休、休暇制なので安心して休める。

など。また、苦境に立つてはじめて確実な技術を身につけておくことの必要性を痛感したと述べている。

Ⅱ 使用者の意見

(1) 未亡人等を雇用する利点

本人が生計の支柱となつているから仕事熱心で辛抱強い。

家庭人としての経験があるから接客態度にそつがない。

自主的に働き、責任感が強い。

勤続年数が長く定着性がある。

仕事に落着きがあり、細い点に注意がゆき届く。

安定感があり信頼できる。

若い人の上に立ち指導をする。

出勤率が良い。

不平を云わず素直に働く。

家族同様の気持ちで陰目ななく働く。

家庭の雑務に拘束されないのよい。

住込が出来るから好都合である。

店の調度品を大切に扱う。

(2) 未亡人等を雇用する不利な点

本人が生計の支柱である関係上、金銭的に細かすぎ、打算的である。

家事の都合による欠勤、遅刻、早退が多く、おしやべりが多い。

仕事に対して不満が多く、研究心がない。

他の人との協力性に欠けている。

若い人より使い難い。

性格に明るさが欠けている。

(3) 未亡人等雇用上の配慮

○採用について

接客業は未亡人等に適した仕事だから、他に優先して採用する。

身元の確実なものを優先する。

高年令相応な賃金の申出があれば採用する。

条件が同じならば未亡人等を採用する。

○労働時間について

本人の希望する日に休日（月に定められた）を与える。

時間外勤務は本人の希望により考慮する。

子供のある人は早く帰宅させる。

○給与について

本人が生計の支持者だから優遇している。

経済的に便宜を計っている。（給与の前借等）

現物給与を行っている。

特別手当等を出す。

○職場配置について

お客の名指しのないときは優先的に仕事を配慮する。

余り働けなくとも一つの仕事をまかせる。（漬物係等）

○子供について

遺児を大切にやり、就職の斡旋等をする。

○その他

生活全般の相談相手となつてやる。

情操教育として生花、茶道を行っている。

病気等の場合は経済的援助をする。

行政管理庁承認 No.825
承認期限昭和30年8月10日

未亡人等の雇用に関する才四次調査票

様式 A

企業規模	(1) 500人以上 (2) 200人～499人 (3) 100人～199人 (4) 50人～99人 (5) 30人～49人 (6) 10人～29人 (7) 10人未満
------	--

労働省
婦人少年局

1 事業所番号 府県番号 一連番号 民営公		2 規模 番 号 ※	3 産業分類番号 大 中 小 細				4 主要販売品又は主なサービス	
5 企業形態		6 事業所名		7 事業所所在地				
調査 8 年月日	昭和30年月日		9 調査者氏名 印		10 面接者職種氏名		11 電 話	
12 常用、臨時別労働者数（昭和30年5月末日現在）				13 イ 客室数		ロ 収容可能人員		人
(1)男女計 (2) 男 (3) 女 (4)未亡人等								
イ、総数				14 通勤寄宿（又は住込み）別労働者数（昭和30年5月末日現在）				
ロ、常用				女子労働者総数（ ）人中		通 勤（ ）人		
ハパートタイム						寄宿（又は住込み）（ ）人		
15 女子が従事している主な職種（記入数の多い順）	職 種 名	職種別名	仕 事 の 主 な 内 容				16 きまつて支給する現金給与総額	
	(1)						男（ ）千円	
	(2)						女（ ）千円	
	(3)						合計（ ）千円	
	(4)						17 初任給を決定する時何を条件にしますか	
	(5)						○ 年令 ○ 学歴	
	(6)						○ 経験の長さ ○ 職種	
	(7)						○ 男女	
	(8)						○ その他	
	(9)						○ 別にはつきりきめてない	
18 固定給がありますか				19 チ ャ ッ プ				
○ 固定給のみ ○ 固定給と歩合給 ○ 固定給なし { ○ 歩合給のみ ○ チ ャ ッ プ の み ○ その他				○ なし ○ あり { (1) ○ すべて個人収入となる (2) ○ いったん帳場に入れて従業員に配分する (3) ○ その他の場合				
20 実物給与	○ なし ○ あ	() ○ (1) 食事無償給与 一日 ○一回、○二回、○三回 ○ (2) 食事一部無償給与 ○ (3) 制服無償給与又は給与 年 () 回 ○ (4) はきもの無償給与又は給与 年 () 回 ○ (5) 宿舍無償 ○ (6) その他				21 扶養家族手当		
						○ あり 月 () 円 ○ なし		

1 事業所番号			2 規模		3 産業分類番号			
府県番号	一連番号	民官公	※	大	中	小	細	
22 女子の交番制	☐ なし ☐ あり (職種 _____)		23 午後10時以後午前5時迄の間夜勤をする女子がいますか ☐ なし ☐ あり (職種 _____)					
24 女子の所定勤務時間	(1) 午前()時()分から午前()時()分まで (2) 午前()時()分から午前()時()分まで (3) 午前()時()分から午前()時()分まで (4) 午前()時()分から午前()時()分まで (5) 午前()時()分から午前()時()分まで		職種名又は交代組					
25 女子の所定実働時間			26 女子の所定休憩時間					
1 日 () 時間			☐ 一せいで休けい () 時から () 分間 ☐ 交替で一日 () 分間 ☐ 別にきまつていない ☐ その他 _____					
又は1週 () 時間								
27 女子の所定休日			28 一般女子の雇入れ条件					
☐ 毎週 () 曜日 ☐ 1月 () 日 ☐ その他 _____ ☐ きまつていない			☐ 年令について条件あり () 才から () 才位まで ☐ 学歴について条件あり (学歴 _____) ☐ 経験について条件あり (☐ 経験のないもの ☐ 経験 _____ 年以上) ☐ その他の条件 (_____) ☐ 別に条件はない					
29 一般女子採用の時期			30 一般女子の募集の方法					
☐ 学卒期 ☐ 随時 ☐ その他一定の時期			☐ 学校 ☐ 公共職業安定所 ☐ 門前広告 ☐ 新聞広告 ☐ 当事業所労働者の紹介 ☐ その他の縁故紹介 ☐ その他 _____					
31 停年 ☐ あり (男 _____ 才 女 _____ 才) ☐ なし			32 労働組合 ☐ なし ☐ あり					
33 未亡人等の雇用に関する意見								

行政管理局承認 No. 826
承認期限昭和30年8月10日

労働省婦人少年局

未亡人等の雇用に関する第四次調査票

様式 B (未亡人等のみについて記入のこと)

記入上の注意

- (1) これは事業所備え付の賃金台帳、労働者名簿又はそれに該当する帳簿により調査する。
(2) 記入手引はこの票の裏面をみる。

1 事業所番号			2 規模		3 産業分類番号			
府県番号	一連番号	民官公	※	大	中	小	細	
1 一貫番号	2 常用臨時別	3 職種	4 職場の地位	5 きまつて支給する現金給与総額 (5月分)	6 実働時間 (5月分)	7 実働日数 (5月分)	8 扶養家族数	9 食費控除額 (5月分)
(1)								
(2)								
(3)								
(4)								
(5)								
(6)								
(7)								
(8)								
(9)								
(10)								
(11)								
(12)								
(13)								
(14)								
(15)								
(16)								
(17)								
(18)								
(19)								
(20)								
(21)								
(22)								
(23)								
(24)								
(25)								

未亡人等の雇用に関する第四次調査 様式B記入手引

調査方法

この様式は事業主側備え付けの帳簿、原則としては、賃金台帳、労働者名簿等から必要な事項を転記することとするが、もし、これらの帳簿の備付けがない場合には、これらに準ずる事業所の帳簿により、又何も帳簿の備付けのない場合には経営者側のききとりにより調査する。

調査対象

この調査様式は様式Aの12項において常用労働者とみなされた未亡人等(定義参照)のみについて調査するものである。即ち、一カ月に30日の期間をきめて雇用されるもの及び日々雇用されるものは除く。この調査票は1枚25人分であるが25人以上の場合は、別に調査票を(その2)として用いる。

記入事項

1. 一貫番号 氏名の代りに一貫番号を用いる。人数が多くて調査票が一枚で足りない時二枚目以下は一枚目から継続した一貫番号に改める。
2. 常用・臨時別 この調査票では様式Aの第12項で常用労働者とみなされたもののみを対象とするが、その事業所の取扱として、該当労働者が常用労働者となつていないか、臨時的な取扱をされているかを記入する。
3. 職種 各人のついてる職種名をその事業所で使用されている名称で記入する。
4. 職場の地位 特に、他の労働者の監督、管理の地位にあるものについて、その事業所で用いられている名称を用いて記入する。例えば、班長、係長、女中頭、ホステスの様に記入する。
5. きまつて支給する現金給与総額 昭和30年5月分として支払われた「きまつて支給する現金給与総額」で税金、社会保険費、貯金、食費、購買代金等を控除する前の額を、円未満切捨てで記入する。きまつて支給する給与額の定義は様式Aの第16項参照。
6. 実働時間 昭和30年5月分の給与に対応する実働時間。
7. 実働日数 昭和30年5月分の給与に対応する実働日数。
8. 扶養家族数 税金控除の対象となつていない扶養家族数。
9. 食費控除額 食事を事業所で給与している場合、食費を給与の中から控除していなくとも、帳簿の形式の上で一たん食費を支給し(5. 現金給与総額にふくまれる)、控除したことになっている場合は、その金額を記入する。調査票様式Aの第20項の回答と矛盾しないように注意する。

行政管理庁承認No.827
承認期限昭和30年8月10日

未亡人等の雇用に関する第四次調査
様式C未亡人等の個人票

企業規模
(1) 500人以上
(2) 200人~499人
(3) 100人~199人
(4) 50人~99人
(5) 30人~49人
(6) 10人~29人
(7) 10人未満

労働省
婦人少年局

1 事業所番号		2 規模		3 産業分類番号		4 調査対象番号		5 調査月日		6 調査者氏名印	
府県番号	一連番号	番号	大	中	小	細	番号	昭和	年	月	
7 未亡人等の種類		8 年令		9 学歴		10 所属部課職名					
○死別 ○離別 ○夫病 ○その他		才		才		○小 ○高小 ○新中 ○旧中 ○新高 ○旧新専大 ○その他					
11 未亡人等になつた時期		12 未亡人等になつてからはじめて定職をもつた時		13 現職についた時期							
明治 大正 昭和		年 月		年 月		年 月					
本人年令		才		本人年令		才		本人年令		才	
14 入職前の仕事		(1) 仕事の有無		(2) 仕事の種類(仕事ある場合)		(3) 未亡人等になつてからの転職回数					
(イ) 結婚前		○あり ○なし		○雇用者 ○業主 ○家族労働者 ○その他							
(ロ) 結婚後未亡人等になるまで		○あり ○なし		○雇用者 ○業主 ○家族労働者 ○その他							
(ハ) 未亡人等になつてから現職につくまで		○あり ○なし		○雇用者 ○業主 ○家族労働者 ○その他							
15 特殊技能		(イ) 有無		(ロ) 技能の種類(ある場合)							
○ ○				(1) 技術的 (2) 事務的 (3) 製造修理 (4) サービス的 (5) その他							
16 その技能は今の仕事に役立つか		○はい ○いいえ		17 現職をみつめた方法							
○職業安定所 ○広告 ○親せきの世話 ○知人の世話 ○夫の元の雇主の世話 ○その他		夫の最後の職業		18 イロの種類							
		○有 ○無		(1) 雇用労働者 (2) 業主 (3) 家族従業者 (4) その他							
19 通算勤務時間		○徒歩のみ ○乗物と徒歩 ○住込又は寄宿		20 住居の種類		ロ 室数		ハ たみ数			
				○母子寮 ○親せき知人に寄寓 ○公宅又は寮 ○住込 ○間借り(アパート) ○借家 ○自宅 ○その他		室		畳			
21 家計を共にする家族		イ 続柄		ロ 性別		ハ 年令		ニ 職業		ホ 病気の有無	
(1)										同居、別居	
(2)										同、別	
(3)										同、別	
(4)										同、別	
(5)										同、別	
(6)										同、別	
23 働きに出ている間子供の面倒をみる人は誰か		○イ なし 理由 ○(1) 手のかゝる子供なし ○(2) 里子にやつてある ○(3) 施設にあづけてある ○(4) その他		○ロ あり (1) 同居の人 C(イ) 実母 C(ロ) 実父 C(ハ) 実姉 C(ニ) 実妹 C(ホ) その他 (2) 同居以外の人 C(イ) 実母 C(ロ) 実父 C(ハ) 実姉 C(ニ) 実妹 C(ホ) 近所又は親せきの人 C(ヘ) その他		24 家事処を理する人		○イ 自分以外になし		○ロ あり (1) 同居の人 C(イ) 実母 C(ロ) 実父 C(ハ) 実姉 C(ニ) 実妹 C(ホ) その他 (2) 同居以外の人 C(イ) 実母 C(ロ) 実父 C(ハ) 実姉 C(ニ) 実妹 C(ホ) 近所又は親せきの人 C(ヘ) その他	

1 事業所番号		2 規模番号	3 産業分類番号		4 調査対象番号	
府県番号	一連番号		大	中	小	細
		※				
25 総収入(5月分)(本人が家計支持者のとき)		円	30 総支出(5月分)(本人が家計支持者のとき)		円	
26 本人の勤務先からの手取収入(5月分)		円	31 本人が勤め先に支払った食費(5月分)		円	
27 本人の勤め先以外の勤労収入(5月分)		円	32 本人が勤め先に支払った部屋代(5月分)		円	
28 本人以外の家族の勤労収入(5月分)		円	33 本人の衣料代(5月分)		円	
29 借金(5月分)		円	34 借金返済(5月分)		円	
35 勤め先の食事の給与 ☐ なし ☐ あり(1日 ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回) 備考						
36 生活保護 ☐ 受けている ☐ 不 明 ☐ 受けていない			37 その他の公的扶助 ☐ 受けている(種類) ☐ 受けていない ☐ 不 明			
38 社会保険 ☐ 健康保険 ☐ 失業保険 ☐ 加入 ☐ 不加入 ☐ 加入 ☐ 不加入			39 労働組合 ☐ あり ☐ なし ☐ 加入 ☐ 不加入			
40 この店に入る時まとめて給料を前借りしたか			☐ いいえ ☐ はい(円)			
41 その返済方法につき どんな約束をしたか			☐ 借金を返すまで無給で働く ☐ 毎月給料から差引く ☐ 自分の都合で適当にかえす ☐ その他() ☐ 何も約束しない			
42 昨日の労働時間 午前()時()分から 午後()時()分まで ☐ 休日だった						
43 昨日の休けい時間 午前()時()分から 午後()時()分まで ☐ 全く休けいなし						
44 昨日は特に忙しかつたか ☐ 特に忙しかつた ☐ いつもと同じ位 ☐ ひまだつた						
45 先月(5月)の休日 ☐ ()日 ☐ 全くなかつた			46 早出、遅出、 ☐ あり ☐ なし			
47 先月(5月)は午後10時から午前5時までの間に働いたことがあるか 約()日 ☐ 全くない ☐ わからない						
48 昨日の起床時刻 大体(午前 午後)時			49 昨日の就床時刻 大体(午前 午後)時			
50 今の仕事を何時まで続けるか ☐ イ 他の仕事に代りたい(理由) ☐ ロ ずっと続けたい ☐ ハ 子供が大きくなつて働けるようになるまで ☐ ニ 結婚してやめたい ☐ ホ その他()						
51 今の仕事についてよいと思うこと イ 仕事そのもの() ロ 労働条件、職場施設() ハ その他()			52 今の仕事について困ること 要望 イ 仕事そのもの() ロ 労働条件、職場施設() ハ その他()			
53 その他本人の一般的な感想						
54 調査者の所感						

昭和31年5月31日 印刷

昭和31年6月5日 発行

未亡人等の雇用に関する調査

— 飲食店旅館等の部 —

編集兼
発行人

東京都千代田区大手町1丁目7番地
労働省 婦人少年局

印刷所

東京都中央区入船町2丁目3番地
永井印刷工業株式会社